

# 参議院運輸委員会議録 第七号

昭和五十年五月二十九日(木曜日)

午前十時四十分開会

## 委員の異動

五月九日

辞任

望月 邦夫君

補欠選任

橋 直治君

五月十三日

辞任

亀井 久興君

補欠選任

宮崎 正雄君

五月十六日

辞任

久次米健太郎君

補欠選任

永野 厳雄君

五月二十九日

辞任

岡本 悟君

補欠選任

八木 一郎君

出席者は左のとおり

委員長

山崎 竜男君

補欠選任

山崎 竜男君

参考人

日本道路公団理

平出 三郎君

委員

理 事

宮崎 正義君

○委員長(宮崎正義君)

○航空法の一部を改正する法律案(第七十五回国会内閣提出、第七十五回国会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

本日の会議に付した案件

○運輸事情等に関する調査

(東伊豆有料道路に関する件)

○参考人の出席要求に関する件

岩間 正男君  
和田 春生君  
木村 聰男君  
中曾 敬君前川 旦君  
岩間 正男君  
和田 春生君  
木村 聰男君  
中曾 敬君まず、委員の異動について御報告いたします。  
去る九日、望月邦夫君及び亀井久興君が委員を  
辞任され、その補欠として橋直治君及び宮崎正雄  
君が選任されました。また十三日、山崎竜男君が  
委員を辞任され、その補欠として永野嚴雄君が、  
十六日、久次米健太郎君が委員を辞任され、その  
補欠として山崎竜男君がそれぞれ委員に選任をさ  
れました。

&lt;/div

いわけでございますけれども、たとえばATC、ランスポンダーをつけるとか、あるいはボイスレコーダー、ライトレコーダーというふうないわゆるいろいろな安全上の新しい装備をつけることを義務づけておる条文はございます。こういうものについては法律の制定前におきまして行政指導によりましてその装置を指導しておるということでございます。

それから、たとえばパイロットに対する見張り義務といふものを今度新しく法律で明定しておるわけでございますけれども、これにつきましても、行政指導によりましてこの重要性についての注意を喚起しておるということでございます。

それから、禁止規定とうらはらになるわけでございますけれども、非常に重要な条文といったしまして、ある一定の空域におきましては非常に危険の伴います曲技飛行とか訓練飛行というようなものを行うことを原則的に禁止しておるわけですが、ますけれども、それとうらはらでございますけれども、行政措置によりましていわゆる自衛隊の訓練をいたします場——訓練空域というものを緊急対策要綱によってそれを設定するというふうに決められておりまして、これはもうすでに自衛隊に対しましては高高度、低高度合わせまして二十カ所の訓練空域を設定いたしましてこれを公示しております。こうしたことによつて民航機と自衛隊機とをいわゆる分離する、訓練空域と民航空域とを分離する。こういうような措置を行政上の措置として講じてきておると、こういうことでございました。

それから、たとえばニアミス等につきまして

も、これは機長からの報告を徹することになつております。こういう問題についても行政措置によりましてこの報告を徹するよういたしておると、いうことで、われわれといつましても、事前に行政措置によってでき得るものについてはいろいろと措置を講じておるわけでございますけれども、最初に申し上げましたように、いわゆる禁止規定というようなものにつきましては法律改正を

まつてこれを措置してまいりたいというふうに思っております。

○岡本悟君 特に例の航空自衛隊の訓練空域とそれから民間の航空路の完全な分離ですね、これが一番大きな問題だったと思うのですが、先ほど説明がありましたように、これはいま完璧にできておりますか、どうか。

それから、いま言及されたいまでもそういう訓練空域と航空交通路を完全に分離してなおかつニアミスというような事故が最近あるのかどうか。そらあたりちょっと説明してください。

○政府委員(中村大造君) 民間航空のいわゆる航空路と訓練空域とを完全に分離するための訓練空域の設定は、先ほど申し上げましたように、二十九カ所完了いたしておりまして、これはわれわれといつましては完全に守られておるというふうに確信いたしております。それから、ニアミスでございますけれども、これは最近の事例は報告の実績から申し上げますと、パイロットがニアミスのいわゆる危険性といいますか、可能性があつたと

いうことで報告してまいりました件数と、それから私どもでいろいろ資料によって、記録によつて調査いたしました結果ニアミスと判定したものとが、その差があるわけでございますけれども、ニアミスとして判定いたしました件数は、四十七年度におきましては五件ございましたけれども、四十八年度、四十九年度はいずれも一件ということでございます。

○岡本悟君 それではもう一つの目玉であります騒音問題、今度の改正法では航空機騒音基準適合証明制度を初めて実施するわけですね。これは一体どういうやり方なんですか。つまり、最近の自動車の排気ガスの排出基準の問題でいろいろ論議されておりますように、つまり現在あるいは近い将来で開発し得る技術の進歩というもの前提にして、そしてたとえばもう一年あるいは二年すると措置を講じておるわけでございますけれども、最初に申し上げましたように、いわゆる禁止規定といふようなものにつきましては法律改正を

してその基準に合うようなエンジンでなければ搭載してはいかぬと、こういうことに仕組みがなつております。したがいまして、わが国におきまつては、今回の法律改正によりまして初めてこの

たかね、四十七年ですか、四十七年にこの改正法案が成立しておれば、そのときにもう採用されているわけなんですが、実際はどうなつておるか第二点がね。第一点は、いまのその基準適合証明制度のやり方がどういうやり方か。それから四十七年にもうこれは改正法案が成立しておれば実施されるわけですからね、だからその方は一体どうなつておるのか。これは実施されていないんですから、まだ法律が成立しないので。その三年間は

プランがあるわけだが、その間どうなつておるのか。それから、第三番目は、一体音源対策としてのジェットエンジンの改良といふものはどの程度進歩しているのか、この三つ。もう三年間たつているんですからね。一体進歩しているのかどうか、まあ退歩しておらぬと思うけれども。

○政府委員(中村大造君) 航空機の場合、いわゆる騒音基準適合証明制度といふものは、先生おっしゃいましたように将来開発されるであろう技術水準というものを想定して、いわゆる努力目標といいますか、そういうことで基準を設定したといふよりも、むしろこの制度をICAOにおきまして採用いたしました時点においてすでに開発されている技術水準といふものを前提にいたしましたが、それぞれの機種といいますか、これは機種によって大きさが違うわけでございますけれども、そういうふうな機種に応じまして、その時点において開発された騒音基準と騒音量というものを基準にいたしまして一つの騒音の限度の基準というものを決めておるわけでございます。したがいまして、これは将来の努力目標といふものではないわけでございます。したがって、ある基準に照らしまして、その基準にはみ出しておる、それよりも騒音量の大きい飛行機が現に存在するわけございますけれども、そういうものにつきましては、伊丹空港周辺整備機構という新しいシステムによる騒音対策がどの程度進んでおりますか、ごく大ざっぱでいいですから、お示

いわゆる適用除外というふうなかつこうで、その

でございます。したがいまして、わが国におきましては、今回の法律改正によりまして初めてこの騒音基準適合証明制度といふものを——証明制度といふものを採用するわけでございますけれども、この場合におきましては、現に耐空証明を持つておりますか、どうか。

それから、いま言及されたいまでもそういう訓練空域と航空交通路を完全に分離してなおかつニアミスというような事故が最近あるのかどうか。そらあたりちょっと説明してください。

○政府委員(中村大造君) 民間航空のいわゆる航空路と訓練空域とを完全に分離するための訓練空域の設定は、先ほど申し上げましたように、二十九カ所完了いたしておりまして、これはわれわれといつましては完全に守られておるというふうに確信いたしております。それから、ニアミスでございますけれども、これは最近の事例は報告の実績から申し上げますと、パイロットがニアミスのいわゆる危険性といいますか、可能性があつたと

いうことで報告してまいりました件数と、それから私どもでいろいろ資料によって、記録によつて調査いたしました結果ニアミスと判定したものとが、その差があるわけでございますけれども、ニアミスとして判定いたしました件数は、四十七年度におきましては五件ございましたけれども、四十八年度、四十九年度はいずれも一件ということでございます。

○岡本悟君 少しは前進しておるかと思っておられたんだすけれども、四十六年ですか——当時と余り前進がないということですね。どうも残念ですけれども、なかなかやっぱりむずかしい問題と見えまして、私どもが、素人が思うようにまいりませんでしようが、ひとつ大いに技術的にも科学的にも前進を期待しております。

○岡本悟君 少しは前進しておるかと思っておられたんだすけれども、四十六年ですか——当時と余り前進がないということですね。どうも残念ですけれども、なかなかやっぱりむずかしい問題と見えまして、私どもが、素人が思うようにまいりませんでしようが、ひとつ大いに技術的にも科学的にも前進を期待しております。

○政府委員(中村大造君) 大阪空港につきましては、昨年周辺整備機構が設立されまして、ことしで二年目になるわけでございます。それで、昨年はまだ設立当初でございまして、その機能を完全に果たすことができなかつたわけでござりますけれども、五十年度におきましてはその予算額を大幅に増加させまして、移転補償、それから民家の防音工事、それから代替地の造成というふうな周辺対策を強力に進めしていくことにいたしておるわけでございまして、たとえば民家の防音工事につきましても、ほとんど予算額を昨年の十倍近くに増加いたしております。したがつて、対象戸数も飛躍的に増加いたしますし、また、この措置に対するいわゆる補助率等につきましても、ほんと予算額を去年の十倍近くに増加いたしておるわけでございます。

○岡本悟君 いまの騒音対策を実施する対象空港

事業も軌道に乗ってきておりますので、今後所期

の成果を上げることができます。

○岡本悟君 いまの騒音対策を実施する対象空港

といふものが政令であれば指定されておりま

す。いまどのくらいになっておるかはつきりした

記憶がないのですが、たとえば、まだジェットを

乗り入れてはいないが、適切な騒音対策が実施で

きればあるいはジェットを飛ばしてもいいという

ふうなケースが仮にあるとしますね。そうすると、

そういう場合に、ジェットを飛ばす前に、政令指

定をしてジェットが飛ぶようになる前に騒音防止

対策を実施しますよ。そうすれば例の何とかとい

うやつ、いわゆる騒音コンター。騒音コンターか

ら見てもまずまず飛ばしてもいいじゃないかと

いうような場合があるかも知れないですね。ところが、予算その他からいってなかなかそこまでは

いきませんと、こういうことになるかとも思うの

ですけれども、若干のエリアについてそういう騒

音防止対策が実施できるという確約があれば、こ

れは便敷によっては飛ばしてもいいじゃないかと

いう地域住民のコンセンサスが得られるかもしれ

ないというケースもあり得るわけですね。しか

め、最後に、零石事件がありました昭和四十六年七

月の直後、四十六年の八月に本院の運輸、内閣、

交通安全対策の各委員会による連合審査会におい

て、航空法並びに関係法令の抜本的改正を行つよ

うます場合に、騒音防止法によりまして政令で

特定空港というものを指定することにしておるわ

けでございます。現実には、現在ジェット機の就

航いたしておりますほとんどすべての空港につい

て五十年度でこの特定空港の指定ということをい

たしまして騒音対策を本格的にやると、こういう

ことにいたしておるわけでございます。したがつ

て、将来引き続きましてどういう空港を特定空港

として指定し、それに対して騒音対策を実施して

いくかということは、これはその空港の現状、そ

れから今後の運航計画等を勘案いたしまして特定

空港として指定すべきかどうかということは考

えると、こういうことに相なるうかと思います。

○岡本悟君 私はこういうことを言いたいので

す。あとと具体的に言いますと、せっかくジェッ

ト機が飛べるような滑走路の延長その他の整備を

やって大体条件が整つてきて、ただ一点騒音対策

に難点があるという場合、騒音対策の実施がおく

れるために、あるいはそのめどがないために、新

しく別の騒音対策上から見て理想的なところに空

港を建設するということになりますと、これは相

当膨大な巨額の予算を必要とするわけですね。そ

うすると、それと比較してみてはるかに少ない経

費で騒音対策が効果的にできれば、その現存の空

港をすぐ飛ばせるという場合もあるわけですね。そ

うからいまの質問をしたんですが、まあ研究して

ください。予算全体の規模がありますから、もつ

と先の順位のものもある。現にもう飛んでいると

ころもたくさんあるわけですからね。だから、そ

もうたいと思います。

○政府委員(中村大造君) 私どもいたしましてお

は、現在の航空法は――今回お願ひいたしてお

うですか。

○政府委員(中村大造君) 私どもいたしましてお

とよくするということとでしようと検討の姿勢は持っておりますという程度で私はいいのじやないかと思う。観念的に抜本的改正だ、いやその見直しだとかいう大騒ぎをしないようにしてもらいたいというのが私の真意であったわけです。そのところをよく了解してもらいたいと思うのです。

以一編成二

○委員長(宮崎正義君) 航空法の一部を改正する法律案の質疑を一たん中断いたしまして、この際運輸事情等に関する調査を議題といたします。本調査のために、本日参考人として日本道路公団理事平出三郎君の出席を求めることに御異議ございませんか。

○委員長(宮崎正義君) それでは、これより質疑を行います。

○青木薪次君 私は航空法の改正の審議に入る前に、運輸事情調査に対する点について質問いたしたいと思っているわけであります。

す。 重い大な課題であることは御案内のとおりであります。 そのうえ、いま私鉄を中心としたとして過密と過疎の中における住民の足を守るということがきわめて重要な課題であることは、この点からいっても、いかに確保していかなければいけないといふことは、今日のいわゆる安定成長といわれる時期において生活課題のきわめて中心的な案件だと美は思つてゐるのであります。 そういう立場から、いま私鉄を中心としたとして過密と過疎の中における住民の足を守るということがきわめて重要な課題であることは御案内のとおりであります。

私は、先日伊豆地方の視察に出かけました。伊豆の東海岸や西海岸一帯を占めております東海バスの事情について調査をしたわけであります。そのときに、伊豆の東海岸におけるいわゆる東伊豆

有料道路の問題に遭遇いたしました。この東伊豆有料道路は、地域住民の要求に基づいて急速設立されたものでありますけれども、料金所が約十五キロと想定いたしましたけれども、その間に三ヵ所も実はあるのであります。そうして、地域の皆さんはこれを生活道路として使っているわけでありますけれども、わずか十五キロそそこの距離の中で三ヵ所の料金所が配置され、行って帰ってくればその倍額を結局払わなければならぬということになるわけであります。たとえば普通貨物自動車で言いまするならば、熱川は百七十円、稻取で二百円、下田で百四十円、わずか行って帰るというだけでもって千数百円の金を使わなければならぬというようなことについて、きわめて問題があると思うのであります。これは、どこの地域へ行つても、あのような地域においてはたまには一ヵ所ぐらい料金所があることは見受けることがあるのですますするけれども、一つの個所に三ヵ所もあるところというのは全国的には実は珍しいのです。あっても一ヵ所か二ヵ所だと思つてあります。この点について、今後も有料道路方式を続けていく気持ちかどうか、私は建設省並びに道路公団にお伺いいたしたいと思います。

申し上げますと志賀一草津道路というのが全長四十一キロメートルございまして、ここでもやはり三区間に分けて料金を徴収いたしております。また先般大分中部地震で話題になりました別府阿蘇道路が全延長三十二キロメートルござりますが、この道路につきましても、やはり三区間に分けまして、区間別の料金を徴収しておる、このような状況でございます。区間に分けたのは、先ほど申し上げましたように、短区間を利用する方がの便利を図ってさような制度をとっている次第でございます。

○参考人(平田三郎君) 三つに分けて、それぞれで停止しなければならないという状況になつておるわけでございますが、これはたくさんであります。しかも、一通料金を払えばいいというケースもなつてゐるわけでございません。ただこの場合は、たとえば第三京浜道路でございますけれども、入るときにはゲートがございまして、出るときにもまたゲートがある。そこで入りますときにはどこまで行くといふ聞き取りをやりまして、そうして聞き取りで一遍お金を払いまして、そうすると後は出るときに出口券というものを渡しさえすれば出られる、こういうふうなケースもあることはございます。その場合には、しかし条件が、入り口それから出口というものがチェックポイントがあつて、そこでそれをそれがチェックポイントがあつて、そこでそこまで、その場合にはやはり一ヵ所で取つて、全線分を取るか、それとも少しずつ分けてやるか、その二つしかございませんので、ただいま建設省の有料道路課長さんが申し上げましたような考え方から、やはりこういう方法しかないのではないかと、かと、私どもはそう考えております。

○青木賛次君 金長三十七キロと言いましたけれども、かつては県の道路公社かどうか知りませんけれども、四ヵ所あったのです。これはもう住民の声に押されて一ヵ所廢止したのです。そういうふうに他の個所で同じような道路が建設された場合

合においては一銭も取っていない。東伊豆の生活道路だけは三ヵ所で金を取っている。これは短区间の用をなすために三つに分けたといえばそれまでありますけれども、一ヵ所ただ行きだけ考えてゐるけれども、往復というものが伴う。行きつきりということはないんです。したがって、それは倍額かかるというように勘定してもらわなければ困るというふうに考へてゐるわけであります。地域の皆さんも大変いま不満を私に寄せられております。地元の町長や市町村長、それこそ何とかしてもらいたいという声が殺到しているのであります。

それと同時に、私がこの本委員会で問題にいたしましたのは、東海バスの経営が非常に中小企業でありますけれども困難だということを聞きましたので、決算書を見せていただきましたところが、六千万円の金を実はこの有料道路につき込んでいます。六千万円の金というのは中小企業にとってはまさにこれは大きな負担であります。したがって、これらの関係について何としてもこれの減免の措置をとってもわななければ、もう私鉄経営は私どもの要請に基づいて政府も本年度五十七億円の実はバス路線を確保するために補助金を出しているという状態なんです。そうすれば、極端な話をすればそれぐらいの金は皆道路公団の料金にしつき込まなければならぬじゃないかという話にもこれは演繹すればできると思うのであります。そういうようなことで、全く国政の中で片方は道路を敷いて、そつとして金を取る、片方は公共輸送を確保するためにただでも赤字なのを、ましてやこの有料道路の料金を払うというよくなこの矛盾した行政について、あなた方は規則に基づいてやっておりますと言えばそれまであるけれども、それでは私は血の通った行政ではないと判断するのであります。その点についてどう考えますか。

○説明員(下川浩資君) 有料道路制度を適用いたしまして道路の整備を図っておりますが、これはやはり国の道路整備に対する財源あるいは予算、こういうものがある程度をもって轉られております。

ので、必要な道路を一時に良好な状態に整備を完了するということはできないことはもう御承知のとおりだと思いますが、そういうことで有料道路制度を適用いたしましても、早く道路を整備する方が地域住民のためになるという個所につきましてこの有料道路制度を適用して早く道路を整備し、かつそれに見合つただけの料金をいただいているということでございまして、したがいまして、一般自動車道が期限を切らなくて料金を取る営業をしておるのに比べまして、この特別措置法によります一般有料道路といふものは期限を切つてその区間だけ料金を取る有料道路制度をとることで國の道路整備の一つの手段といつてしまふことこの制度をとつておるわけでございます。

ただいまバスの営業につきまして非常に大きなウェートを占めておるというお話をございましたが、私どもなるほど路線バスといふものは地域住

民の足であるというような観点からバス料金につきましては他のバスあるいはその他の車種の車に

比較いたしまして低い料金率でもって料金を定めておるわけでございます。たとえて申し上げますと、小型自動車が一つの料金であつたといつてしまふと、路線バスは二・五倍、その他のバスとか大型バス、大型自動車等につきましては四倍といふうに路線バスに対する料金の優遇措置をとつて運営をいたしております。またこのほかに常時利用をされます車につきましては回数券の発行をいたしております車について、回数券を利用することによって二割ほど料金を低減するというような措置をとつておる次第でございます。

○青木薪次君 この有料道路方式といふものはやむを得ないと認める場合に限る。それはほとんど自分がレクリエーションその他でもつて旅行するとかあるいはまた相当他の第三者に迷惑をかけて自分だけ非常に利用者として利益を受けるとか、あるいはまたそのことによつて開発利益を受けるとか、いろんな条件があると思うのであります。ところが路線バスの場合にはあなたは二・五倍しか取つていないのだ、とうおっしゃるけれども、

東名高速道路等においては勝手に二倍に上げたじやありませんか。このことはどうせ利用するんだから仕方がない、これだけいけるだろう、利用す

る人はあるだろう、こういうような行政の姿勢と

はほとんど一人も乗らないという場合が路線バスの場合には多いわけであります。その場合に、往復でもつて千六百円も払つてくるということは私は悪いことか、悪いことか、こういう点を言つてい

るのでありますし、時間がありませんけれども、これらの点について今後減免ということについては検討する用意があるかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○説明員(下川浩資君) いま東海バスの乗客が一人もないというような状況もあって非常に経営が苦しい、有料道路の料金を減免できないかといふ御質問でございますが、この特定の東海バスだけを減免するということにつきましては、こ

れ運輸省でございますとか、あるいは減免することによって道路公団の利益が減少した分をどこが支弁するかというような各関係省庁との関係もござりますので、帰りまして十分検討してみたいと思つわけでございます。

また、路線バスの料金の比率につきましては、先般高速自動車国道等で料金を改定した際にとり

ましたように、有料道路制度の中では特に低い料金で国民の足を守ろうという考え方で進んでおりま

すので、今後の制度の検討等の中では当然路線バスについての料金問題といふものは重要な問題

として取り上げて検討してまいりたい、かように考えております。

○青木薪次君 私は運輸大臣にこのことについてお聞きしたいと思うのであります、いま衆議院

段階で私鉄四法案が提案されているわけでありま

す。しかも本年度予算で五十七億円という、いわゆる特に路線バスを中心とした補助金を出さなければならぬというような時期に検討はするが、

路線バスだけはどうもならぬという、そういうよ

うな紋切り型の答弁じゃ納得できない。しかも、

これが実際の運輸大臣の答弁だと私は思つてゐます。したがつて、いま建設省からくる説明がございま

す。したがつて、いま建設省からくる説明がございまして、料金を決める場合に、やはりこの

事業であるから、有料道路の場合でも考慮した

らどうかという御意見もつともだと思つわけでござりますが、ただ、道路にはやはり道路整備の計画

がございまして、有料道路を整備いたしておるの

がいまの日本の道路整備の一つの方向でございま

す。したがつて、いま建設省からくる説明がござ

ります。したがつて、いま建設省からくる説明がございまして、料金を決める場合に、やはりこの

事業であるから、有料道路の場合でも考慮した

らどうかという御意見もつともだと思つわけでござります。

ただ、現在の高速道路等におきます料金に、一

般のいわゆる自家用の車と公共性の強い車と料金

の差を考慮してありますけれども、その考慮して

ある差の現状が果たして適當であるかどうかとい

うようなわけでございます。そこでこういった有

料道路を通行する場合に国が補助金まで出してお

る事業であるから、有料道路の場合でも考慮した

らどうかという御意見もつともだと思つわけでござります。

ただ、現在の高速道路等におきます料金に、一

般のいわゆる自家用の車と公共性の強い車と料金

の差を考慮してありますけれども、その考慮して

ある差の現状が果たして適當であるかどうかとい

うような問題などいろいろあるかと思ひますので、こういう点は十分今後検討をする問題だと、

かように考えておるわけであります。

○青木薪次君 やっぱり運輸大臣らしい紋切り型

の答弁だと思うんですけれども、そんな答弁を私は

聞こうと思つちゃおりません。問題は、乗つておる人

人が一人だったら幾らとか、空車だつたら幾らだ

とか、このことによって料金に差をつけるような

ことを私は要求しているんじゃないんです。その

ことをあなたは言つておられるんですけれども

子供だましのような答弁は、私はやめた方がいい

と思うんです。運輸委員会における運輸大臣の答

弁として全くふさわしくない答弁だと私は思ひます。

生活道路を通る路線バス等の公共交通を確保する

ために、料金制度、しかもこのように三ヵ所もある

というようなところについて考慮できぬいか

とは必ずしも、私は適当ではないかと思うわけでござります。

なお、補助金まで出しておる事業であるから、

こういうところは無料にしたらどうかということ

でございますが、これはやはり同じ議論から言ひ

の自動車とこういった公共性の強い自動車との料金についての差をつけ、考慮をいたしておることであるわけでございます。したがつて、生活道路であるから公共性の強い車は全部無料にすべきであるという問題は、これはやはり有料道路であるというたてまえからいきますとそれはできない問題であると私は考えております。ことに有料道路につきましては、他に一般的の道路も並行するなり、あるいはそれに近いところにあって、利用しようと思えばできるというふうな条件をつけて有料道路というものの建設をやつておりますので、そういうことについては、在来の道路もあるということも考慮の中に入つておりますし、やはり生活道路ではありますけれども、有料道路というたてまえからいきますというと、やはり在来のようない行き方でいくよりほか方法ないんではないか。

ただ、繰り返すようですが、料金等については、公共性ということを重要視して料金の比較において考慮を払うということは今後とも常に検討していくべき問題であろう、かように考えております。

○青木薪次君　ただにしるということ、また、減免ということは、減らすかただにするかということであつて、あなたはただにすることだけしか言っていいない。しかもいまの制度がこうあるからこれは変えられないんだ、——それじゃ一体運輸事情の調査等に対しても、いわゆる国政審議の段階における、われわれ審議する側の立場として納得できるものではないんであります。

で、問題は、有料道路というものについては、そのときの事情によってどうしても、先ほど建設省からも答弁がありましたように、早急に建設しなきゃならぬ、この場合にはひとつ有料道路でこの場合やろうではないか、同じ条件にあるけれども、ちょっと国との予算事情がよくなつた、この場合には、ひとつ全額ただにしよう、そのときそのときの行政のいわゆる立場というものの、意思といふものが働くわけでありますから、そういうと

ところで、この東伊豆の有料道路は、私は運が悪かっただというよう實に思は考へてゐるわけあります。ですから、これらの關係について有料道路の期間を短縮するとか、あるいはまたこの料金を何とか減らす方法とか、あるいはただにすれば結構でありますけれども、そういう方法について検討する氣はないのかあるのかという点について、地域住民の私は意向を全部携えて、特に中小私鉄の経営を守り、國民の足を守ると、こういうことがいま運輸委員会にかけられた大きな課題であるので、私は航空法に先駆けてこの問題について質問しているわけであります、その点についていかがですか。

○國務大臣(木村陸男君) 有料道路も緊急整備の必要上有料制にしておる道路があるわけでございまして、これはたしか二十年あるいは三十年でございますか、建設省の所管でございますから正確にはあれしておりますが、将来にはここをやっぱり無料にするというふうな仕組みで有料道路制度というものがとられておるわけでございますので、未来未劫に有料ということではないというところでござります。

なお、地元の皆さんから、いろいろこういう問題について御希望等もあることも大変多うござります。したがって、こういった有料道路を通る公共交通機關の料金については、今後とも十分考慮をしながら料金をきめていきたい、かように考えております。

○青木新次君 時間の点もござりますので、いまの運輸大臣がお互にひとつ手に手をとりながら考慮をしていくということについて、将来に私は、質問を留保しつつ次に移りたいと思っております。

○青木新次君 これをもつて運輸事情調査に對する私の質問を終わります。

○委員長(宮崎正義君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(宮崎正義君) 速記を起こして。

本件に對する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(宮崎正義君) 先ほど中断いたしました航空法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○青木薪次君 航空法の改正の問題について質問いたしたいと思いますが、昭和四十六年の七月の岩手県零石における全日空機と自衛隊機との衝突事故は我が国の航空史上最大のクラスと言える衝突事故であるわけであります。このことを契機として航空法の改正に踏み切ったのかどうか端的にお答えいただきたい。

○政府委員(中村大造君) 先生御指摘のよう、四十六年の零石事故を契機いたしまして航空法の改正、特に安全問題についての規制の強化という観点から航空法の改正に着手したということです。

○青木薪次君 ことしの三月十一日に零石事故に対する盛岡地裁の判決が出たわけであります。市川の両被告になされたものであつたにいたしましても、わが国の航空行政に対するきわめて重大な問題を含んでいると思うのであります。この判決に対しても運輸省と防衛省はどう端的に受けとめているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(木村睦男君) 四十六年の零石事故につきまして三月に判決が出たわけでござりますが、私はこういう機会にあの事故で犠牲になられた方々に心から弔意を表したいと思うわけでござります。出ました判決につきまして私たちはどちらが悪かったとかどうだったとかいうことの前に、あの判決の中に航空行政についても何ヵ所か指摘されるところがございました。航空行政を必ずかる運輸省といたしましても、この判決で指摘をされました点等につきまして十分これに耳を傾け、今後こういう事故が二度と起きないようすに航空交通安全の万全を期したいと、かように考えておるわけでございまして、今回御審議をいただい

ております航空法の一部改正法案もこの四十六年の雲石事故にかんがみまして、緊急に改正すべき点を改正案に盛りまして御提案申し上げたわけですがござりますが、遺憾ながら今日まで成立を見ないで今国会で御審議ををおいただいておるというふうな状況でござりますので、われわれといたしましても法律が通りますまで行政指導でいろいろな安全上の指導をいたしておりますけれども、この法律が一日も早く成立を見ますように心から期待をいたし、また希望をいたしておる次第でござります。

○説明員(友藤一隆君) 防衛庁といたしましては、今般の判決に際しまして、自衛隊の航空機との事故でありますことにかんがみまして、たくさんの犠牲者が、お亡くなりになつた方がございます、そういう点たゞへんその方々の御冥福をお祈りするということになります第一でございますが、防衛庁といたしましても、この事故が隊員の公務遂行中に発生をしたというところからこの訴訟に深い関心を払つてきたところでございますが、今般有罪の判決があつたわけでござますが、判決要旨によりますと、被告たちに見張りの義務に欠けるところがあつたということで過失犯の成立が認定されているようでござります。

で、本件訴訟は被告の個人責任の追及ということがなつておるわけでござりますけれども、防衛庁といたしましても、個人の刑事責任とは別個に防衛庁全体、組織全体といたしましての問題といふことで、航空交通安全の問題を含めまして考えておりまして、判決理由についてよく勉強いたしまして、この種の事故を将来とも絶滅するよう努めたいといったいふうに考えております。

○政府委員(中村大造君) 先生御指摘の航空交通安全緊急対策要綱といふものは、昭和四十六年八月に決定いたしましたものでございます。

○青木薪次君 運輸省並びに関係省庁は航空交通安全対策要綱をつくりました。その内容は端的に言つてどういうものか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

で、この内容をいたしましては、まず第一に、一番大きなものでございますけれども、これは空港あるいは航空路というものの空域と自衛隊機の訓練いたします空域とを完全に分離しない。要するに空域の完全分離ということをまず第一点として掲げておるわけでございまして、この内容については防衛庁長官と運輸大臣が協議をいたしましてそうして決定いたしましたのを公に公示をすると、こういう措置をとるべきであるといたします。

ーダーの整備を促進するということをいたしておるわけでござります。これは現在着々と整備が進んでおりまして、昭和五十一年度にはほぼ全国をカバーする八カ所のレーダーが整備できるというふうに思っております。

で調整すると、こういう趣旨でございまして、これはいわゆる行政措置によってなし得るわけでございます。

いわゆる航空交通管制図、あるいは航空交通管制区という、いわゆる航空交通について管制を原則的に行います空域、したがって、そこに民間航空機がエアポートないしは航空路を設定して運航するわけでございますけれども、そういうところではないわゆる自衛機等の訓練飛行あるいは曲

うふうな措置をとり、高高度における計器飛行方式によって飛行する航空機の安全の確保というところについての最大の配慮をしてまいったわけでございます。一方、その時点におきましては、通常の有視界飛行の航空機といふものは、現在でもそつでございましょうが、そのような高いところを有視界飛行で飛ぶというふうなことは通常はございません。ただ、自衛隊の航空機におきましては、その任務の特殊性からそういうふうな高高度、高い高度度を有視界飛行で飛ぶこともあり得るわけでござります。

ものがござりますが、これはいわゆる有視界飛行ができる気象状態におきましても計器飛行をしなければいけない、そういうふうな空域でござります。したがつて、すべて運輸大臣の要するに管制を受けけて航行をしなければならない空域でござりますけれども、それを特別管制空域と申しておりますが、そういうものを拡充すべきであるということでございます。

それから次は、この運輸省の航空行政と自衛隊のいわゆる業務との間の調整をとるための覚書がござりますけれども、この覚書を一度白紙に戻して、もう一度協議をして新しく結論を出すべきである、こういうことでござります。

○青木薪次君　雲石の事故の後で、航空保安施設や航空路の整備の立ちおくれということが世論の厳しい批判を浴びてまいりたと思うのであります。そのため実はどういう施設対策をとったかをお聞かせ願いたい。

○青木新次君　筆石事故の後で交通緊急安全対策要綱をつくったと思うのであります、これのねらいは端的に言って、先ほど局長も指摘しておりますように、民間航空の安全を保護するための法律に次ぐものだというよう理解をいたしてゐるわけですが、本来こういうものは航空法がカバーしなければならぬものだと実は思つていいりますが、この点についてわざわざこのことを事故の後でつくったということは本来自衛隊法が航空法に優先しておったということを端的に認めていいと思うんです、その点航空局長どうですか、

○政府委員(中村大造君)　決していわゆる自衛隊と保安無線施設の整備についても計画的に整備を進めておるということでございまして、いわゆる航空法による規制の整備というのと相ましまして保安施設の整備は計画的に進めておるというところでございます。

技術飛行、試験飛行、こういうふうないわば危険を伴うおそれのある飛行は原則としてこれを禁止すると、こういうことをこの法律の中で明定しておるわけでございまして、行政措置による訓練空域の設定と法律による禁止と、こういうものとが両々相まってそれぞれのところを得て安全の確保が図られる、こういうことではないかと思っておる次第でございます。

○青木薪次君 そうしますと、この激増する大型ジェット機時代にあってジェットルートを導入したのは、これは高高度管制といいますか、この制度が導入された昭和三十七年ですか、以来だと実は思つてゐるわけであります、こういうルートを飛行することしながら、今度は先ほど局長の言われた有視界飛行方式の航空機が從来どおりの規制となつたというようなこと等があつて、同一空域に、J 11 Lですか、あそこへ入ってきたといふことが、これが結局同一空域に両方式による航

そこで、問題は、それから先この異種の方式で飛んでおります航空機の間にどのように安全を確保するかと、いうことがまさに御指摘のとおり重要な問題であったわけでございます。その時点におきましても、自衛隊側における訓練のあり場所といふものにつきましては、私どもの方から通報してござります。シエットルートの幅その他を考慮して、しかるべき位置で支障を起さないように訓練するという基本的な考え方をお持ちであったヒトでございます。ただ、異なる方式の飛行であるのみならず、この有視界飛行方式で飛びます飛機が激しい姿勢の変更を行なう、さらに複雑な飛び方をするという状態でございまして、たために、シエットルートの保護空域の近辺を侵したというふうなことがあら悲惨な事故に直接つながったと、こういうことであろうかと思ひます。

○政府委員(中村大造君) 航空交通の安全を確保いたしますためには、いわゆる保安施設の整備ということ緊要でございます。したがいましてこの点につきましては、政府いたしまして昭和四十六年以来銳意その改善に努めてきておるわけでございまして、たとえばいわゆる第二次の空港整備五ヵ年計画、これは四十六年度から発足いたしておりでござりますけれども、その計画を促進するということで、いわゆる航空路監視レーダーというものがございますが、この航空路監視レ

機が民間航空に優先しておったたということではございませんで、従来の航空法の規定におきましてもいわゆる航空交通のルールというものは規定されておったわけでございます。それで緊急対策要綱でいわゆる訓練空域というものを設定いたしまして、これを分離するということを決めましたのは、民間航空は民間航空としての安全を確保する、自衛隊機につきましては自衛隊の任務遂行のために必要な訓練を行ひ得る空域を設定するということで、両方のいわゆる目的というものをそと

空機が混在したということがこのような衝突事故となつてあらわれたというように理解をいたしてゐるんですが、運輸省と防衛庁はどう考えていますか。

たように、異種の交通、異なるた航空交通といふものと、それをはつきりと分離する。そういうふうにいたしまして、これが混在するという間違いの根本的なところが排除できますので、そういう意味で訓練空域の設定という措置をとったというふうに私はおもは考えております。

す第一でござりますので、當時といたしましては、やはりその訓練の責任者であるそれぞれの基地司令等が航空路を避けてそれぞれ訓練を行いました空域を指定をあらかじめしておったわけでござりますけれども、先ほど運輸省からお話をございましたように、いろいろ姿勢の変化を伴う訓練を行つておりましたために、あるいはその空域から若干はみ出すようなことがあつたのではないかと、いうふうに考えておるわけなんですが、事実関係につきましては、現在係争中の問題でござりますので、私どももここではつきりとしたことを申し上げる立場にはないわけでござりますけれども、いずれにいたしましても、やはり空域を分離いたしましたして、一般の航空交通に支障がないようになります。われわれの訓練もやっていくべきであるというふうに考えております。

○青木薪次君　急激に姿勢を変える有視界飛行の場合に、

〔委員長退席、理事黒住忠行君着席〕

角度が何度から何度の場合においてはこのことが適用されるかという問題は、専門的立場であつたにしても、判決の主文を読んだ場合に、いろんな意見が実は出されていると思います。二つの、運輸省の立場の意見、それから防衛庁といいますか、両被告の立場の意見というものがあると思うのですが、要は、ジェットルートが開設された、この航空路は法的に認知されていないからこの零石の事故では防衛庁は責任はないんだ、こういう解釈をとつておるかどうか防衛庁に伺いたい。この事故では防衛庁は責任はないんだ、こういう民事責任の有無の問題につきましては、法廷でもつてその判断をお願いしておるという段階でございますので、これについては遠慮申し上げたいと思ひます。

○青木薪次君　運輸省はいかがですか。

○説明員(松本操君)　航空路あるいはジェットルート、こういうものには保護空域というものが存在している。保護空域というものは、航空機が計算器飛行方式で飛びます場合に安全を確保するた

す第一でござりますので、當時といたしましては、やはりその訓練の責任者であるそれぞれの基地司令等が航空路を避けてそれぞれ訓練を行いました空域を指定をあらかじめしておったわけでござりますけれども、先ほど運輸省からお話をございましたように、いろいろ姿勢の変化を伴う訓練をやっておりましたために、あるいはその空域から若干はみ出すようなことがあつたのではないかと、いうふうに考えておるわけなんですが、事実関係につきましては、現在係争中の問題でござりますので、私どももここでは、きりとしたことを申し上げる立場にはないわけでござりますけれども、いざれにいたしましても、やはり空域を分離いたしまして、一般の航空交通に支障がないようになればわれの訓練もやっていくべきであるというふうに考えております。

めにあけなければならぬ間隔、これは上下、前後、左右でございますが、この間隔を含む空域、これが保護空域という概念であるということにつきましては、これが航空路であろうとあるいはジェットルートでありましようとも同じような概念が当てはまらなければ計器飛行方式の管制の安全を確保できませんので、この点についての考え方は何ら変わつておりません。これが法的はどうであるかという点につきましては、航空路については航空法の中にこれはこういうものだと、幅のあるものだ、というふうな概念が出てまいりておるわけでございますが、ジェットルートというものには、先ほども御答弁申し上げましたように、高高度管制区という、つまり管制をしておる空域の中に、ここは非常にしばしば確実安全に通れるところであるというふうに指定をしてある通り道でございますので、特段に法律上の手当てということではないたしておりますけれども、そこにそういう通路があるということについては A-I-P によつて明らかにされておるということござります。

たような事柄が判決あるいは純粹法律判断の上で  
いうふうになりますか私知りませんでそれど  
も、ごく常識的に考えてみますとそういう感じは  
いたしております。

○青木薪次君 私は、いま何を言っているのかわ  
からないわけでありますけれども、それなら運輸  
大臣、民間航空路と訓練空域をなぜ分けたのです  
か、その点をお伺いしたいと思います。運輸大臣に  
お伺いしたい。これは基本に関する問題ですよ。

○國務大臣(木村陸男君) 技術的なことですか  
ら、航空局長からお答えいただきます。

○政府委員(中村大造君) 先ほど管制保安部長が  
申し上げましたように、航空路というものといわ  
ゆるジェットルートというものとにつきまして、  
法律上の違いということよりも、むしろ航空路、  
ジェットルートといつものとのようにしてこれ  
を周知徹底させるかという問題であろうかと思ひ  
ます。ジェットルートにつきましても、これは法律  
による告示ではございませんけれども、いわゆる  
航空情報ということで一般に公示しておるわけで  
ございます。したがって、飛行をする者は当然こ  
とにジェットルートがある、直行経路があるとい  
うこととは十分知り得るわけございまして、それが  
航空路であるかあるいはジェットルートであるか  
ということは実態的には区別はないわけござい  
ます。問題は航空路といふものは一定の幅がある  
わけござります。ジェットルートといつものは縦  
でござりますけれども、これについては左右に何  
がしかのいわゆる保護空域といつものを定めまし  
て、航空路と同じ幅を持たせておるということです  
ございまして、それをどのようにして、やはり周知  
徹底させるかという問題であるうかと思ひます。  
で、そういうもののいわゆる訓練空域といつもの  
とを分離して、訓練はもっぱらそこにおいて行う  
というふうな行政上の取り決めをするということ  
は何ら矛盾をしないのではないかと思います。

○青木薪次君 防衛庁の両被告は控訴したのです  
ね。だから、あなたの言われたことについて、私  
はあえて再質問しなかつたわけであります。が、や



思います。

○青木薪次君 外務省どうですか。

○説明員(山下新太郎君) ただいまの御質問でござりますけれども、米国が日本における施設区域を利用いたしまして出動する事態があるかという御質問かと思いますが、具体的な態様でこれが事前協議の対象になるかという問題があり、その際、政府としては事態の性質に応じて積極ないし消極にその立場を決めるということでござります。そういう場合に積極的立場をとれば御質問のような事態が出てくるかと思いますが、抽象的に申し上げた場合には航空法の特例に関する法律がございまして、その規定に従ってどう決めるかと

いうことではないかと思います。

○青木薪次君 私は断わっておきますけれども、緊急安全対策要綱は相当よくできていると思って

いるんですよ。そういう立場に立ちつつも、民間航空は優先という立場に立っていないということを申し上げつつあるわけあります。管制圏までは管制圏外の飛行についてはどうなっていますか、この点について航空局長に御答弁願います。

○説明員(松本操君) 改正法の考え方いたしまして、ただいまございましたように、九十二条で管制区あるいは管制圏の中でたとえば「航空機の姿勢をひんぱんに変更する飛行その他の」飛行をしてはいけない、こういうふうに書いてござりますが、管制区と申しますのは、御案内のように、計器飛行方式で飛んでおります航空機に対して管制官が逐一指示をする、そういう空域でござります。管制圏というのは飛行場に近く近い部分、こういうふうに御理解いただいてよろしいかと思いますが、その管制区でも管制圏でもないところは実は私どもが積極的に管制をしていないところでございます。そこを大体飛ぶことは、何と

いうのですか、そこを計器飛行で飛ばうといったら、本来管制をしない空間でございますので、管制区でも關でもないところを計器飛行で飛ばうという場合には、特段の措置をしなければなりま

せんけれども、有視界飛行で飛ぶ場合につきましては、これは別に何も制限はございません。一般的に介入したくない地域だということは一体この

飛行のルールに従って飛ぶということであればよろしいことになるわけでございます。

○青木薪次君 ちょっとと責任回避の答弁だと思うんですね。おたくいろいろつくたでしよう、この資料を見せてもらつたのだけれども、ここはどういう高度がどうだとかこうだとかというのがあ

りましたね。その白い部分ですよ。その部分について運輸省は一体どう考えているかと聞いている

んですよ。

○説明員(松本操君) ちょっとと私のお答えが多少舌足らずであったかと思いますが、一般的にどう考えておるのかという御質問に対しまして一般的にお答えしますと、いま私がお答えしたようなこ

とになってしまふわけでございまして、積極的に管制をする気のない空域だから、したがって、計器飛行は本来はだめよと、しかし、特別の許可をとつたら計器飛行で飛んでもいい。有視界飛行の場合にはすべての空域について、禁止区域以外はとやかく言うておりますので、一般的のルールに従つて飛べばそれによろしい。ところがそれ以外

の、たとえば訓練をそこでしたいときにはどうするのか、こういうことになりますと、訓練というものは訓練空域でやるのだということを緊急対策要綱に基づく諸般の措置によって確立してござりますので、だからただしが單にあいていふから訓練をするとか、あいていないから訓練ができるないとかいうことではなくて、訓練をする場合には、御案内の訓練空域というものがAIPに載っている、その訓練空域の中で訓練をするのだ。その訓練空域がもちろん管制圏でも区でもないところにかかるっている場合もございましょう

○説明員(松本操君) 確かに、先生仰せのとおりに、たとえば航空路の保護空域の外ならよろしいなことが消極的には零石の事故になつて結果としてあらわれたと、こう思つていてるんですが、この点についてどう考えますか。

遠い原因になつておつたというふうに考えられるのかもしれません。そこで緊急対策要綱というのをつくり、これによりまして訓練をするとう、訓練という飛行の飛び方と、通常の飛行機の飛び方、ましてや民間機の定期便の飛び方と全く飛びようが違いますので、この飛び方の違うものをおののおの異なった空域の中で措置をすると、それが両方入り乱れないようにするということが緊急対策要綱の大きなねらいでございます。この点につきましては、現にしかるべき措置が十分にとられておりますと行き違が実は起こつてゐるわけでありまして、管制といふ業務は、管制区または管制圏の中におきましてフライトプランを、飛行計画書を出しまして計器飛行方式で飛びたい、こう言つております航空機に対してこれを運輸大臣の名においてその計画を承認し、または離陸を許可し、あるいは着陸を許可し、高度の変更を指示する。こういう一連の業務が管制業務ということございます。したがいまして、有視界飛行でたとえば飛んでいきたいと、東京から札幌へ有視界飛行で行きたいという場合には、いま私が申し上げたような意味においての管制といふものは受け取つたわけございまして、それはしかし決して運輸省が、運輸大臣はほっぽらかしてあるわけではなく施行規則によりまして、飛行機はおよそこのよう飛ばねばならないという基本的なルールがござりますので、そのルールを守つて飛べと、こういうことになるわけでございます。

○青木薪次君 そういう積極的に介入したくないというふうに解釈しているんであります

○説明員(松本操君) いわゆる、この訓練空域といふものは防衛廳長官と運輸大臣が協議をいたしまして、運輸大臣が決定してこれを公示するところ、こういうかつこうをとつておるものでございまして、航空法上訓練空域といふものはこれは規定されておりません。

○青木薪次君 その辺が非常に私は問題だと思ってるわけです。そのときそのとき、しかも防衛上必要だというふうな場合、あるいはまた運輸大臣と防衛廳長官との覚書だと、それらの関係の中でどんどんどんどん問題の発生ごとに変わつていくという点について、これからも私どもはいろいろ質問を続けていきたいと思いますけれども、時間の関係がありますのでこの点はこの程度にいたしまして、ただ、現に東京湾の上空に出る百里基地がある。したがつて、この百里基地を飛び立つた飛行機、いわゆる自衛隊飛行機は東京湾の上空



○青木薪次君 次に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律という、まことに長ったらしい法律があるのでありますけれども、この資料によりますれば、新旧対照条文中、三項は略になつてありますね。この略になっている内容をちょっと教えてください。

○政府委員(中村大造君) この三項は改正になっておりませんけれども、米軍の航空機及びその航空機に乗り込んでおるいわゆる従事者、こういうものについてこの航空法第六章、これは運航に関する規定でございますけれども、そういう規定について政令で定めるものを除いて適用しない。逆に言つて、適用条文は政令で定めると、こういうことを規定しておる条文でございます。

○青木薪次君 いまのお話で、航空法第六章は、この五十七条から九十九条までであるといふように言つて、適用条文は政令で定めると、こういうことを規定しておる条文でございます。

○青木薪次君 いまのお話で、航空法第六章は、この五十七条から九十九条までであるといふように言つて、適用条文は政令で定めると、これはちょっと見たんでありますけれども、これは政令で定めたものを除きアメリカには適用しないということですね、そうですね。

○政府委員(中村大造君) そのとおりでござります。

○青木薪次君 じゃその政令とは何かをちょっと

読み上げてみてください。

○政府委員(中村大造君) 政令の中身でござりますけれども、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律第三項の政令で定める航空法第六章の規定は、同法第九十六条から九十八条までの規定とする。」ということでおございます。

○青木薪次君 九十六条、九十七条、九十八条といふのは、これは管制官のいわば権限に属する問題で、行政権と解していいと思うのであります

が、その点いかがですか。

○政府委員(中村大造君) いわゆる航空の管制といふものは、これは運輸大臣が一元的に行うことになっておるわけでございまして、したがって、この地位協定でいわゆる提供施設というものが存在することの九十六条から九十八条までの間の規定というものは、そういうふうな運輸大臣の管制の権限といふものを前提といたしまして、それに関連する規定でございます。

○青木薪次君 そうしますと、これは当然なことだと思うのですが、九十二条も自衛隊と同じように、いまいったアメリカの場合には全くこの航空法は自衛隊よりもさらに骨抜きになるといふように解釈していいわけでありますけれども、骨抜きであるかないかの議論というものはお互いにいろいろな立場によって違うと思うのですが、あります。沖縄における米軍進入管制区と那覇の空港管制区との関係について質問したいと思います。進入管制区は、米軍が嘉手納を中心にして、久米島を中心とした三十マイル、これは自衛隊よりも多い。したがって、この多い部分について説明してもらいたい。

○政府委員(中村大造君) 全体の考え方といたしまして、運航のルールに関する規定は、当然ICAOの基準に準拠いたしておりますのでございまして、この九十六条から九十八条までのいわゆる運輸大臣の管制権といふ、こういう行為について適用をす

ると、こういうことにいたしておるわけでございまして、このよう規定の仕方によって、現在、特段の不都合は生じていないというふうに考えております。

○青木薪次君 ちょっとピントが狂っていますね、いまの答弁は。私の言つているのは、自衛隊にも相当適用除外されたものがある。で、アメリカに対しても自衛隊よりも当該乗組員、いわゆる乗員とか何とかがこれやる仕事だと、われわれもう治外法権みたいなものだということを言つてしまえばそれまでなんでありますけれども、日本の空はアメリカに余りにも開放し過ぎてるのでないかと、こういうことを言つておるのでありますけれども、その点いかがですか。

○政府委員(中村大造君) いわゆる米軍からの管制権のいわゆるテークオーバーをする件につきましては、決してわれわれこれしり込みをしているわけではありませんけれども、管制をいたしましたための施設、要員その他の整備、それから単に人數がそろうというだけでは足りませんので、いわゆる慣熟をしなければならないわけであります。そういうものもあるもの条件の整備ということでもまた大きな要素になつておるわけでございまして、そういう点についてはわれわれ鋭意それを整備すべく努力をいたしておるわけで、そういう問題が整備をされていく過程におきましてその管制

開放しておることではないんとございまして、いわゆる地上に限らず、空に限らず、米軍に

とこをはかれば八十、一番近いところで五十、

。

その中側に風行場管制圏というものがございます。風行場管制圏はおおむね半径五マイル、これはど

ういうふうに考えております。

○青木薪次君 提供しているのも開放しているのも同じことじゃありませんか。したがって、私どもはそういう部分について余り理不尽と思われるような問題についてはこれから直してもらいたい

ということについて申し上げたいと思っておりますが、沖縄における米軍進入管制区と那覇の空港管制区との関係について質問したいと思

うのであります。進入管制区は、米軍が嘉手納を中心にして、久米島を中心とした三十マイル、これは半径でありますけれども、日本がその中でやつ

とのことで、那覇における半径五マイルしかないと、もともと管制官はふやすということを確認と

ます。現に東京上空の管制権の返還問題が起こったときに、沖縄返還の関係があつたり、成田空港を設備しなければならぬとか、あるいはまた管制官が絶対的不足だといったようなことについて

思つて日本側が管制権の返還問題等についても非常にしり込みしているということがささやかれていますね。したがって、皆さんはある地域に、嘉手納、那覇の関係を中心として久米島の関係に八十マイル持つて、半径。日本は五マイルと、こういうことについて確認してよろしくうございま

ますか。

○説明員(松本操君) 沖縄、琉球列島を中心とした空域は、那覇FIR飛行情報区という広大な空域がございます。この広大な空域におきまして、航空路管制業務、これは全部わが運輸省の手、つまり日本国の手によって行われておるわけでござりますので、外側の航空路管制という部分、これは那覇FIR及び東京FIRの両方を含めて完全にわが国が運営をしておるわけでございます。

○説明員(松本操君) 沖縄、琉球列島を中心とした空域は、那覇FIR飛行情報区という広大な空域がございます。この広大な空域におきまして、航空路管制業務、これは全部わが運輸省の手、つまり日本国の手によって行われておるわけでござりますので、外側の航空路管制という部分、これは那覇FIR及び東京FIRの両方を含めて完全にわが国が運営をしておるわけでございます。

○説明員(松本操君) まさに日本国によって行われておるわけでござりますので、外側の航空路管制という部分、これは那覇FIR及び東京FIRの両方を含めて完全にわが国が運営をしておるわけでございます。

○政府委員(中村大造君) いわゆる米軍からの管制権のいわゆるテークオーバーをする件につきましては、決してわれわれこれしり込みをしているわけではありませんけれども、管制をいたしましたための施設、要員その他の整備、それから単に人數がそろうというだけでは足りませんので、いわゆる慣熟をしなければならないわけであります。そういうものもあるもの条件の整備ということでもまた大きな要素になつておるわけでございまして、そういう点についてはわれわれ鋭意それを整備すべく努力をいたしておるわけで、そういう問題が整備をされていく過程におきましてその管制



ほかでもない、民間航空機を優先するということじゃないですか、この点はどうなんですか。この精神があるかないかでこの要綱そのものが生きるかどうか、最も肝心な問題、原則の問題ですかね。これはどう考えるか、中村さん、どうですか。

○政府委員(中村大造君) 民間航空の安全を確保するためには必要ならゆる措置をこの対策要綱で講ずると、こういう趣旨かと存じます。

○岩間正男君 問題は自衛隊とそれから民間航空機の衝突事故から発したわけですよ。ここでこういうようなどにかく競合した問題が出てきたのだ、このときどちらを優先するかというのが問題だったわけです。その結果、出されたのがこの緊急対策要綱です。

あなたは當時何しておったかわかりませんけれども、当時、参議院では連合審査会が設けられたわけです。内閣と運輸とそれから交通特別の三つの委員会の連合審査会が設けられた。そのときの委員長がほかならぬ木村運輸大臣。私も内閣委員だから、現地を三日視察をして、その結果を持ち帰って内閣委員会あるいはあの連合審査会でございふん激しく論議した。そういう態勢の中ではつきり出されたのは民間優先。これをはつきり確立するということじゃなかつたのですか。

ところが、あなたの先ほどの青木委員に対する答弁を聞いておるというと、この問題についてどちらが優先ということではなくて、安全の確保を前提としている。私はこれは後退だと思う。これは問題をやはりはぐらかしておると思うのであります。だから私は当然そういう点から、これははつきりしたやつぱり証拠を提出しなければならぬ。当時の委員会の論議で一体どういうことが論議されたのか、各大臣がどういう一体答弁をしたのかといふことが重要です。あなたはこれを踏まえて言つていますか。どちらが優先ということでもございませんといふ答弁は撤回してもらわなければならぬ。

それを撤回してもらうだけの理由がはつきりあ

る。あのときの木村委員長がおります、ここに生き証人が一人います、あなたの隣にいる。このとき何と言つておるか。たとえば西村防衛庁長官であります。これは自衛隊もよく耳を澄まして聞いておいでくださいよ。あなたたちの今後の答弁にこれは非常に影響する。

当時の西村防衛庁長官はどう言つておる。

「このところを読んでみますと、「國民の自衛隊」であるものが、万一一にも今回の事故のように国民に危害を与えるようなことがあってはたいへんあります。」「今回海上を使うということに中心を置きまして、やむを得ざるものにつきましては、民航の安全第一を第一義としながら」と、こういふふうに言つておる。そして「したがって、海上に中心を移すということをございます。」と、明確に答弁している。これは虚言にはできない。

江崎防衛庁長官、これは何と一体答えておる

か、これは十二月二十一日であります。二度と再びこういう悲惨を繰り返すことのないようにな、自衛隊機はあくまで民間航空を優先して、なるべく海面での訓練を行なうという原則のもとに「これはやつていい」と、こうはつきり答えています。

さらに大西防衛庁参事官、これは自衛隊側の証言といふものは非常に重要なことです。どうですか、故以来さらに、航空路あるいはジェットルートから分離をするという原則をシビアに貫くといふことをいたしておる、こう答えておられます。シビアにとて、訓練空域を主として洋上のほうにいま設定をしておるわけです。

○國務大臣(木村陸男君) 当時、御指摘のように私も委員会並びに連合審査会に籍を置いておりまして、いま岩間委員の言われたこともよく記憶をしておるわけでございます。

日本の空は、申すまでもございませんが、民間航空と日本の国土の防衛のための自衛隊機と、さらに日米安保条約に基づきます米軍機と、主としてこの三つの航空関係機関の交通が行われておるわけでございます。零石の事故にかんがみまして緊急対策要綱をつくつたわけでございますが、先ほど当時の防衛庁長官その他政府側の発言で明らかでございますように、民間航空が優先であると

いう言葉の意味は、あくまでも民間航空の安全を第一義的に考えるんだという意味においては、今回緊急対策要綱の底に流れおる考え方はまさにそ

のとおりでございます。航空局長が申し上げましたのも、民間航空の安全を第一義的に考えておる

だと、これを裏づけるような発言をしているわけあります。

何よりも防衛庁側が、これは民間優先ということを第一義としておると、こういうふうに二人の防衛庁長官が言っておる。もう一つは、訓練空域を海上に完全に分離するんだと、これが答弁の二つの大きな重要な柱じゃないですか。それなのに何ですか、民航の立場に立たなければならない航空局長が、あなたが、どちらが優先ということでもございませんなんという答弁では、まさしく防衛

局よりも後退していると言わざるを得ない。私は先ほどのあの答弁はいただきかねる、これは答弁を撤回しなければならぬ。基本方針に関する問題で、今後の航空行政、現在の航空行政、これ一切に関連した問題です。単に言葉のあやなんかの問題じゃない。したがいまして、どちらが優先で何だということでは、あの筆石事故の大惨事、百六十二人の人命を失つた、当時全く日本を震撼させたようなあの重大な教訓、これにこたえていいなり。のど元過ぎればまさに熱さを忘れるという答弁だつたというふうに思つておるのです。どうですか、航空局長、私は撤回を願いたい、先ほどの言葉。

○國務大臣(木村陸男君) 当時、御指摘のように私は委員会並びに連合審査会に籍を置いておりまして、いま岩間委員の言われたこともよく記憶をしておるわけでございます。

そこで、改めてお聞きしますが、民間航空をやつぱり優先するというこの原則に変わりはございませんね、はつきりこの原則は生きておるというふうに考えてよろしくございますか。

○政府委員(中村大造君) 先ほど大臣から申し上げましたように、民航の安全の確保を何よりも優先するということは、これはもう疑いのないことございまして、私もそういう趣旨と違反する御説明を申し上げたつもりは毛頭ございません。

それから、訓練空域を海上にするということ、も、これはそれによって民航のジェットルート、航空路が集中いたしておりますいわゆる陸上部分の上空の安全を確保するということと、それから自衛隊の訓練がこれまで安全にスムーズにできるよう海上にこれを設定するということで、これまた民航の安全を第一義に考えておるということござります。私の申し上げた趣旨は全くそのとおりでございます。

○岩間正男君 そういう一般論に戻すということ

を私は要求していな

んだという意味で申し上げたと思うわけでござい

ますが、その辺についてはひとつ御了承をいた

きたいと思うわけでございます。ことに訓練空域

の設定等、明確にされましたのも、やはりそい

う思想から出でるわけでございますので、われ

われも、当時の委員会で政府側がいろいろと答弁

いたしましたその線に沿つて、今まで、また今

後とも日本の航空交通の安全を図つていただきたい

と考えております。

問題は、競合する問題がたくさん出てきている、現在だってあるんですよ、あるから原則は明確にしておかなくちゃならない。だから民間を優先するんだというそういう発言は防衛庁長官さえ認めておる発言です。これは当然運輸省が確認しないなどということはおかしいんじゃないかと聞いているんです。競合の中を考える、具体的な現実の問題で考えている。それを一般論に戻して民間も優先しなければならない、自衛隊の訓練も保障しなければならないというようなことをあなたが言う必要はないと思つた。

ようございまして、民間優先のこの原則というのは生きておると、こうはっきり申していくと思う。これは防衛庁長官が言つているんだ。いいで

すね。これは今後の交渉にとつてもすごい重要なことなんですね。単なる言葉で私は言つているんじやない。

○政府委員(中村大造君) 民間航空の安全の確保を何よりも最優先に考えておるということは、そ

のとおりでございます。

○岩間正男君 これは確認しておきます。

では、具体的にお聞きします。北海道の空について聞かたい。千歳—釧路の空路で、要綱の趣旨

については完全に生かされているところをお考

えになりますかどうですか。

○政府委員(中村大造君) 千歳—釧路のルートにつきましては、現在の運航ダイヤ、運航便数、運

航形態というものに関する限り、これは安全の確保は図られておるわけでござりますから、緊急対策要綱の趣旨は貫かれておるというふうに考

えています。

○岩間正男君 先ほども問題になりましたが、釧

路の空港ですね、これはすっぱり自衛隊の訓練空域に覆われていることは先ほどあなたたちの答弁でも明らかになつてゐる。これはどうですか、要

綱の第一項というのが行われていますが、完全に立体制的な分離だけを言つておるんですか。

特に、先ほど読み上げました資料の中に出てき

たのは、海上に移してということを言つておるわ

けですね。海上に移してというのは、これは立体

の分離だけじゃ話にならぬ、高度だけの分離をや

ったんじゃ、これはやっぱり十分でない。当時も

議論が行われました。どんなに制限を設けたつ

て、いざという緊急事態があつたり、あるいはい

るいろいろ高度を誤つたりすれば突き抜けることがで

きるかもしらぬ。したがつて空港の上にはこのよ

うな自衛隊の訓練空域は置かない方針でございま

すと、これはたしか当時の丹羽運輸大臣じゃない

かと思うんですが、答弁をしているはずです。私

はいまその速記録はまだここで探しておりません

が、たしかそうです。そうすると、どうですか、

いまあなたの言つておる前言はすっかりひつ

くり返つちゃうじゃないか、完全に行われてゐる

と言つたが、行はれていない。

それだけじゃございません、この航路も重なつ

たところはないのですか。どうですか、第一に北

海道においてどうなんですか。いまの釧路の問題

と、それから現在R13ですか、このR13の問題

さらにW5の空路の問題があります。このW5に

ついてはことにどうなんですか、重複がないで

か。

○説明員(松本操君) 北海道の東北部にかけて白

衛隊の訓練空域が二万四千フィート以上の空域に

設定してございます。これに対しまして先生がた

だいまおっしゃいました赤の13、白の5、いろい

ろな空路がその近所を出入りしておりますが、特

に白の2—ホワイト2という航空路は地的的、

訓練空域の底と、そこを飛びます航空機の実用上

地理的に見ますと上下に重なつておるわけでござ

りますが、現在、この航空路を使用して飛ぶ航空

機の高度が非常に低いこと、したがつて自衛隊の

航路であるだけで、ほとんどジェット機は動いて

いないといふふうに考えております。

○岩間正男君 現在において事故が起らなかつ

たということをあなた方は根拠にしようとするの

だと思いますが、あのときの精神というものは貫

かれているかと私は聞いている。

もう一つは、現状はまた変わったんじゃない

か。ジェットは動いているのでしょうか、赤の13は

か、現在、ここは。

○政府委員(中村大造君) 現在、東京・釧路間の直行便是三往復運航いたしております。

○岩間正男君 それから千歳・釧路間も三往復

でございます。

○岩間正男君 就航機はどんな機種です。

○政府委員(中村大造君) 機種はどちらもDC9

でございます。

○岩間正男君 それはジェット機でしよう、ジェ

ット機が就航しているんじゃないですか。

そこでお聞きしたいだけれども、この訓練空

域が設定されたのはいつになりますか、年月日を

言ってください。

○政府委員(中村大造君) 四十六年の九月でござ

います。

○岩間正男君 全日空のジェット機が運航開始し

たのはいつです。

○政府委員(中村大造君) 四十八年の十一月から

でございます。

○岩間正男君 大体、この間に二年三ヶ月のずれ

でありますね。そうすると、その当時の空、釧路

一千歳、北海道の空はまだ千歳にジェット機が運

航してあるだけで、ほとんどジェット機は動いて

いないかったんでしょう。したがつて、これは高

度が必要じゃなかつたわけだ。そういう事態の中

でいま言った原則は貫かれないでしまつたんじゃ

ないか、海上に移すという原則、それから民航を

優先するということはこれは平面の分離をしなけ

ればならぬです。立体的高度の分離をやつたから

いいんだということは、これはあの当時の零石事

件で激しく燃え上がつた国民の怒りの前には通用

でこのルートを認めておるわけでございます。し

しないんだ。これは委員長がいるから委員長に聞

いてください。委員長は身をもつて感じたはず

だ。われわれはその問題を現地をとにかく三日

も観察をして論議したのだ。

つまり、その後の状況は変わってきたわけでし

ょ。二年三ヵ月の間に状況は変わっている。そ

うでしよう、つまりジェット機が全然ない、低空

飛行は以上覆っている、半分以上覆っている、これは

最大でしょう。大体、北の空というものは全部覆わ

れているわけだが、こんな(航空図を示す)巨大

な膨大な訓練空域が設けられているわけだ、そ

うでしよう。まあ東北もそつた、東北を見ますとい

うと、この訓練空域のA、B、C、Dこれはまさ

に訓練空域でもって日本の空は全部覆われてい

る。潜伏しているのじゃないですか、潜伏してい

る。そのときはジェットがなかつたからそういうこ

とができるたと思うのですね。ところがジェットが

動いている現状では、これは大変なやはり事態が

潜伏しているのじゃないですか、潜伏しているとい

う。私は潜伏していると言いましょう、まだ事故は起

こしていないようありますから。しかし事故を

起こす可能性がどんどんどんどんふえてているとい

うのが現在の姿じゃないですか、どうなんですか

か。

○政府委員(中村大造君) 訓練空域が設定された

当時ジェット機が飛んでいなかつた、その後四十

八年にジェット機が飛び出したという状況の変化

は、先生御指摘のとおりでございます。

しかししながら、現在、飛んでおります便数は先

ほど申し上げましたように直行便三便、千歳—釧

路便三便というきわめて少ない便数でございま

す。で、そういう便数で飛ぶ限りにおきまして

は、その運航経路、運航形態等にかんがみまし

て、私どもいたしましては、このジェット便の

安全は完全に確保されておる、またそういう前提

でこのルートを認めておるわけでございます。し

たがいまして、将来、これの便数が大幅に変化するとかということになりました場合においては、これはまた問題はいろいろ検討すべき事項が出てくると思いますが、現在の段階でと申し上げましたのは、現在の便数で飛んでおる限りにおきましては、しかも現在の高度で飛ぶ限りにおきましては緊急対策要綱に決して違反していない、こういふふうに思つておるわけでございます。

○岩間正男君 そんなこと違反しないなんて言つたって、それだけ原則で違反しているじゃないですか。第一に、立体の分離はやつているが平面の分離はやつてない、海上に移すという原則はそのまま貫かれていた。北海道はとにかく航空機が高度度をとつていいからそれで大丈夫だということで妥協した妥協の産物なんですよ、これはこの要綱を生かしたらこんなことはできなかつた。この妥協の産物が今日では非常に重大な問題になつているというのが現状じゃないですか。

第一に、どうです、空港の上を自衛隊の訓練空域が覆つているなんていふのは、これは釧路しかないんじゃないですか、ほかにありますか。

○政府委員(中村大造君) 先生おっしゃるような例はきわめて少ないわけでございますけれども、一、二カ所ございます。

○岩間正男君 その、一、二カ所を言ってください。

○政府委員(中村大造君) 富山の上空あるいは九州の福江の上空です。

○岩間正男君 後の方は、富山はわかりました。

○政府委員(中村大造君) 福江でございます。

○岩間正男君 これは二カ所ある、これは分離されていない、これも要綱違反ですよ、要綱違反の痕跡が残つてゐる。しかもこれはやっぱり富山だからジェット化しないといふにはありますか、福江だってこれはジェット化しないという保証がありますか。そう考へると、先手を打つて行な政なのか、それとも全くもうケース・バイ・ケー ス、そうしてそのときの情勢に全く左右されてい

る、こういう航空行政だからやはり裁判で指摘されたんぢやないですか。民間のジェットルートの保護において欠けるところがある、その航空行政について法廷において指摘されたのはそのことだけだと私は思うのですね。

○岩間正男君 さて、問題を先に進めますけれども、こういうやり方の中でもとにかく北海道は非常にひどいと思う。こういうような現状の中でジェット機が運航することでおういうことが起つてているか、運航上どういうことが起つてているか、これはいろいろ情報を今までつかんでおられると思うのですが、お聞きしたいですね、どういうことが起きているのですか。

○説明員(松本操君) どういうことが起つているのかという御質問でございますが、先ほど私御答弁申し上げましたように、現在の機数、現在の飛びざまといふものと、それからこの近所の空域のありようというものに對応した管制の仕方をしておりますので、特別に大きな事例が起つてないといふのは現在起つてない、そういうことは聞いておりません。

○岩間正男君 だからだめだと言ふんですね、もっとやはり情報を聞かなきゃ。私たちの耳にさえております。

○説明員(松本操君) 一応試算でございますけれども、時間で約十分程度の短縮ができるのではないか、無制限ですね。これは三陸沖のやつ、宮古から十勝まで抜けるやつ、これは全部無制限ですね。これがもし直行できるとしたらどういうことになります、時間で言つてどれくらい節約ができるか、運賃でどれだけ節約できるか、それから距離でどうです、これ調べておりませんか。

○政府委員(中村大造君) 一応試算でございますけれども、時間で約十分程度の短縮ができるのではないかと思つております。

○岩間正男君 距離は。

○政府委員(中村大造君) 料金は。

○政府委員(中村大造君) 料金は、これを距離比例でとるか時間比例でとるかで違つてまいりますが、約二千五百円から三千五百円程度の相違が出てくると思います。

○岩間正男君 大体、それだけの損害をこれは与えているわけですね。これが民航優先だったら官古から少なくとも直行してしまえば、時間においても、危険度だってこれはまるで違つてくると思うんですよ。ところが訓練空域はがんとしてがんばつてゐる。そしてこれは高度が無制限ですか、もちろん海面から今までの膨大なものですが、それは東北の空を覆つてゐる訓練空域、それがこのようないふ形を与えているわけですね。そうするといふふうなトラブルをすることなく容易に下げる事ができる。

○説明員(松本操君) 千歳を経由しまして赤の13号から直行できません。直行できないために大変これは民航としては損害をこうむつてゐるはずです。第一、非常に長くなるでしょう、時間がかかるでしょう、運賃が高くなるでしょう、これは被害を受けているわけだ、これはなぜですか。

○政府委員(中村大造君) このいわゆる直行ルートの該当するところに自衛隊の訓練空域B-1という訓練空域がございます。したがつて、それを避けるために千歳に直行し、千歳から東進しておる、こういうことでございます。

○岩間正男君 このB-1というのは高度制限も何もない、無制限ですね。これは三陸沖のやつ、宮古から十勝まで抜けるやつ、これは全部無制限ですね。これがもし直行できるとしたらどういうことになります、時間で言つてどれくらい節約ができるか、運賃でどれだけ節約できるか、それから距離でどうです、これ調べておりませんか。

○政府委員(中村大造君) 一応試算でございますけれども、時間で約十分程度の短縮ができるのではないかと思つております。

○岩間正男君 距離は。

○政府委員(中村大造君) 距離は約八十海里でござります。

○岩間正男君 料金は。

○政府委員(中村大造君) 料金は、これを距離比例でとるか時間比例でとるかで違つてまいりますが、約二千五百円から三千五百円程度の相違が出てきます。

○岩間正男君 大体、それだけの損害をこれは与えているわけですね。これが民航優先だったら官古から少なくとも直行してしまえば、時間においても、危険度だってこれはまるで違つてくると思うんですよ。ところが訓練空域はがんとしてがんばつてゐる。そしてこれは高度が無制限ですか、もちろん海面から今までの膨大なものですが、それは東北の空を覆つてゐる訓練空域、それがこのようないふ形を与えているわけですね。そうするといふふうなトラブルをすることなく容易に下げる事ができる。

○説明員(松本操君) 千歳を経由しまして赤の13号通り、サーモンポイントを経由して釧路に入ります場合について最初に申し上げます。

○説明員(松本操君) 千歳から出るとき、これはどうなっていますか。

○岩間正男君 宮古の場合ですが、なぜこれは宮古から直行できないんですか。直行できないために大変これは民航としては損害をこうむつてゐるはずです。第一、非常に長くなるでしょう、時間がかかるでしょう、運賃が高くなるでしょう、これは被害を受けているわけだ、これはなぜですか。

○説明員(松本操君) 千歳を経由しまして赤の13号通り、サーモンポイントを経由して釧路に入ります場合について最初に申し上げます。

○説明員(松本操君) さらにお聞きしたいんですけど、下り千歳・釧路に乗り換えるときに、これは高度をどのように調整するか、それから千歳から出るとき、これはどうなっていますか。

○説明員(松本操君) さらに千歳に入るわけですが、千歳に進入すると、これは高度をどのように調整するか、それから赤の13のうち、ちょうど真ん中辺のところまで、ここら辺までは二万四千または二万五千フィートになります、時間で言つてどれくらい節約ができるか、運賃でどれだけ節約できるか、それから五十海里程度でサーモンポイントまで参ります。

○説明員(松本操君) この五十海里程度の間に大体二万五、六千、非常に高ければ三万でございましょうが、その高度を一万五千程度までおろします。このおろしごあいが大体一分間に六マイルから七マイル、それが五十五マイルのところを飛びますから七、八分の時間がかかります。で、大体こら辺のところですと一分間に二千フィート程度おろすことはきわめて容易でございます。ですからきわめて通常のおろし方をいたしますと一万四千フィート、それから三千フィートでおろしますと二万一千フィート高さを下げることができます。それほど激しくおろす必要はございませんので、大体サーモンで一万五千フィートにつけます。

○説明員(松本操君) サーモンから二十七海里で釧路の上空に参りますが、釧路にはILSがございますので、ILSに乗るために一たん釧路の上空をすり抜けでILSのビルムに乗ります。そのためこの実距離は恐らく三十海里以上ございます。この間にILSに乗るために一万五千フィートをおろす。これもそのときの進入速度が二百五十ノットあるいはそれ以下でございますので、特に急に下げるというふうなトラブルをすることなく容易に下げることができます。

○説明員(松本操君) 逆に上げます場合、釧路を出て千歳に行きます場合には、同様の形で上昇をしてまいりますが

ざいます。

○岩間正男君 結局、千歳進入管制空域ですね、それからさらに回廊がありまして、A空域に抜けるための自衛隊の。こういうもののために高度が非常に変わるわけですね。そのところを明らかにしてくださいよ。上り下り、どういうふうになつてあるか、具体的な事實をはつきりしてくださいます。

○説明員(松本操君) 千歳の進入管制空域の高さが二万三千フィートでございます。それからここに回廊がござりますが、この回廊が一万七千から二万五千、あるいは一万七千から二万という二つの回廊が千歳の上空で重なつております。したがいましてR13を使って出てまいります場合に、千歳の上空で二万六千につける必要がございます、千歳の上空でござります。ですから、釧路を出てサーモンポイントを経由して千歳の上空に着きままで約百三十海里ございます。この百三十海里の間で二万六千につける。

おりてまいります場合には、大体、飛行機は二万七千から三万一千ぐらいで東京の方から飛んでまいりますから、これをだんだんにおろしてまいります。先ほど申し上げましたように、赤の13のち

ょうど真ん中辺、千歳とサーモンポイントの真ん中辺つまり千歳の管制空域の切れ目あたり、そこで二万三千に千フィートのセパレーションをとりましては二万四千以上にすればよろしいわけでござります、実際は二万五千程度におろしてまいります。それから先ほど私が申し上げましたような形で徐々に高度をおろしていく、こうしたことでございます。

○岩間正男君 そうすると、千歳の進入管制空域とそれからこの回廊、そういうものがあるために絶えず高度を変えなきゃならぬ、こういう問題が出てくるわけですね。これに対しパイロットは

実際どういうふうに言つていいのか御存じですか。

こういうことをやっぱりお聞きになつた方がいいと思うんですね。どんなふうに言つていいかと思いますが、こう言つているんですね、この空域是非常

に疲れる、目に見えない障害物に閉まれている、むずかしいところで神経が疲れる、こう言つてゐる。こういうものがなければこれはもっとスムーズにいくわけです。

ことにサーモンポイントから進入管制空域に入ることに相当の余裕を置くことが可能である限りにおいて、これを一方通行にしなければならないという積極的なそれほど強い必要性というものを現時点では私は生じていないというふうに考えております。

なお、これも先ほど局長が申し上げましたように、将来、ここにおいて非常に便数がふえてく

る、こういうことになりますと、まさに当然のことながら、これを一方通行にしなければならない。こういうことになつてまいりますと、いま先

生おっしゃいましたようなW5を使うか、あるいはW2を使うか、その他の別途の方法を考えるか、いろいろとダブルトラックにする方法を考えていく

ということが必要になつてくると思います。

○岩間正男君 便数が少ないので、それ違ひはそもそも危険がないんだというようなお話をされけれども、これはやはり大変ことは短いですからね、

下りを交差させます場合には、上下の間隔は千フィートでございます。

○説明員(松本操君) 赤の13を使いまして上りと下りを交差させます場合には、上下の間隔は千

フィートでございます。

○岩間正男君 そうですが、技術的に私は素人ですが、これはあなたたちに反論するだけのものは何も、持っているかどうかわかりませんけれども、この白の5というのを使えるようになれば、

赤の13で行つたやつが今度は帰りを、往復どちらをとるかは別として、これはもつと安全になるん

ですから、これはあなたたちに反論するだけのものは何も、持っているかどうかわかりませんけれども、この白の5というのを使えるようになれば、

赤の13で行つたやつが今度は帰りを、往復どちらをとるかは別として、これはもつと安全になるん

です。そうしてその中間あたりでこれはすれ違ひになるわけだ。こういうすれ違いをわざわざつくる必要はないと思うんですね。

だから白の5がどんどん通れるなら、これはいまだつて安全なわけだけれども、それができない

というのは、あなたその理由をおおっしゃらないけれども、はつきりしておるでしよう。その辺をおっしゃつてください、なぜ一体これはことを使わな

いのか。

○説明員(松本操君) 白の5を使います場合に問題がありますのは、二つの理由がございます。

一つは、赤の13と白の5との間の相互間隔をとります場合に、千歳の上空近傍においてこれが非

常に狭まつてまいります。一ヵ所に入り込んでま

しかしながら、釧路につきましては、先ほど局長が御説明申し上げましたように、東京便につきましては一日三便でございます。したがいまして、これを管制いたします場合に、出る便と入る

便との間に相当の余裕を置くことが可能である限りにおいて、これを一方通行にしなければならないという積極的なそれほど強い必要性というものを現時点では私は生じていないというふうに考えております。

なお、これも先ほど局長が申し上げましたよう

に、将来、ここにおいて非常に便数がふえてく

る、こういうことになりますと、まさに当然のことながら、これを一方通行にしなければならない。こういうことになつてまいりますと、いま先

生おっしゃいましたようなW5を使うか、あるいはW2を使うか、その他の別途の方法を考えるか、いろいろとダブルトラックにする方法を考えていく

ということが必要になつてくると思います。

○岩間正男君 まあこの航空図を見るまでもない

わけですね、はつきりしていますよ。A訓練空域

とやら競合する、どうしたつて競合する、ここと

釧路間で、ちょっとちゅう行き違いをやつている

ところが、とにかく二十分ぐらいのところで赤

の13だけ通つておるためにはそれ違わなくち

ゃならない。先ほどの答弁では現時点とおっし

やった、いみじくもおっしゃったわけですね、現

はやはりこういう問題に対しても危険を

避けるためのそういう方式をとらなければならぬ

と考えるんです。

ところが、とにかく二十分ぐらいのところで赤

の13だけ通つておるためにはそれ違わなくち

ゃならない。先ほどの答弁では現時点とおっし

やった、いみじくもおっしゃったわけですね、現

はやはりこういう問題に対



9の運航の安全が完全に確保し得るというふうに判断して、現在の運航を認めておるわけでござります。

で、将来、この運航便数が増加するという可能性はあるわけでございます。したがいまして、そ

のような事態になつた場合にどうするかという点については、当然、われわれはいろいろな方法を内部において検討しておるわけでございます。

○岩間正男君 まあいろいろな方法で検討されておる、これは結構だと思うのですが、この検討をもうと具体化する段階に来ているのじゃないですか。私が零石の問題が起る前に空の安全について聞いたときに、同じようなことをやっぱり答弁しているのですよ。そのうちに、北海道の空、東北の空で、あるいは全国のどこかでこのような事故が起つたとき、あなたたちどう弁解する。こんな立ちおくれじや話にならぬ。チャンスは前からつかまなきやだめです、毛のない後ろから追かけたってチャンスはつかめないのです。そのことを私ははつきり國民も望んでいるだらう、現地の人たちはことに。それから實際にこの航空事業に携わっている当事者もこれは要求しているのです。

そういう態勢の中で、これを事前に、検討などという段階じゃなくて、私はもつと一歩踏み出すべきだ。そして未然にこのような航空事故が起きないよう、零石を再び繰り返さないよう、そのためちゃんと万全の措置をとつてなぜ悪いか。木村大臣、これを天下に公表してごらんなさい、こういう危険についてはわれわれは万全に対処するのだとあなたの態度を公表してごらんなさい。さすがは木村さんだ、あのときの零石事故の中で委員長もやって身にしみて感じているはずだ、だから、この問題について事前に今度は前向きにどんどんやるのだ、ということになると思うのですよ。

これは現状におきましては安全でございますから——確かに零石の事故の前に大臣もそんなことを言つたわけです。こういう言葉というものはむ

なしの言葉だ、事故が起つてからは何ともならぬ愚かな言葉なのだ。この愚かさを繰り返しちゃいかぬ、膨大な人命に関する問題ですから。ジ

エット機は御承知のようにますます大型化されて、山陰だから大丈夫だろう、北陸だから大丈夫だろ

う、東北だから大丈夫だろ。そうしてたとえば

空港の立体分離だけ訓練空域が覆つていて、それは、先ほど申しましたように、鉄路であり、あるいは富山であり福江であります。こういうよ

う形でそのまま見逃されておるということでおいか、私はどうしてもここはやはり自衛隊との点で折衝を十分に展開しなければならぬと思うのです。そこで、私はどうしてもここはやはり自衛隊との点で切り離された形で設定をされております。ただ、先ほど来お話をございましたように、航空交通の状況が変化をいたしまして、これらの航空路、ジェットルート等に変更を加える必要があるとか、あるいは改定をするというような場合が出来ました場合には、十分航空交通の安全という面から私どもも調整をさしていただきたいと考

えています。

○岩間正男君 よろしくひとつお計らいを願いたいと思います。そこで、きょう見えておりますから、どうですか、防衛庁の方、いまの問題よくお聞きになつたでしよう。どうです、ちょっとこれについて答え

てください。

○説明員(友藤一隆君) 防衛庁といたしまして

日本は、零石の事故の経緯にかんがみまして、やはり

航空交通の安全というものは第一義に考えていく必要がもちろんあるわけでござりますので、緊急

対策要綱の趣旨にのっとりまして運輸当局ともい

るいろいろ折衝いたしまして、現在、高高度訓練空域十一ヶ所、低高度訓練空域九ヶ所御設定いただき

ておるわけでございます。この空域を設定してい

ただきますための原則は、たゞいま申し上げた緊急対策要綱の趣旨にのっとりまして、航空路、ジエットルート等から切り離し、まあできるだけ海

の方へ持つていくことで設定をいただき、まあわが方の自衛隊の方の訓練所要等もいろいろ

ございましたのですが、できるだけそれについては不便はあるけれども、航空交通の安全の見地か

ら空域の設定ということで現在きておるわけでござります。それで、現在、もちろんそういうこと

でございますので、航空路、ジェットルートから

きょうは、防衛庁長官来ていないのだけ。坂田さんが来るとやはり十分にやりたいと思うのですが、委員長、私まだずっと時間があるわけでありますから、この航空法の審議の間にぜひ坂田防衛庁長官の出席を求めてほしいと思う。お願いできましょく。

○委員長(宮崎正義君) 善処いたします。

○岩間正男君 よろしくひとつお計らいを願いたいと思います。そこで、きょう見えておりますから、どうですか、防衛庁の方、いまの問題よくお聞きになつたでしよう。どうです、ちょっとこれについて答え

てください。

○説明員(友藤一隆君) 私どもは御承知のとおり

日本の防衛任務というもの負はれておるわけ

でございますので、まあ防空その他の航空機を使

いますいろんなオペレーション、そういうたった点等

の所要も考える必要があるわけでござりますが、

できる限り私どもとしましては航空交通の安全を阻害しないように、こういった空域の設定について運輸省その他関係のところと調整に応じていきたいというふうに考えております。

○岩間正男君 防衛庁はそう言つておるのです

ら問題はもうむしろ運輸省にあるんじゃないですか、どうなんですか。これ。あなたの方でむしろ積み重ねたもので、飛べなくなつたらどうですか。何かあるんですか。

○政府委員(中村大造君) 私どもといたしましては、御指摘の空域について将来の増便の可能性と

いうことを考慮に入れて検討をいたしております。

ただ、先ほど来お話をございましたように、航空

交通の状況が変化をいたしまして、これらの航空

路、ジェットルート等に変更を加える必要がある

とか、あるいは改定をするというような場合が出

ました場合には、十分航空交通の安全という面か

ら私どもも調整をさしていただきたいと考

えております。

ただ、御指摘の空域については、将来の増便の可能性と

いうことを考慮に入れて検討をいたしておるとい

うふうに申し上げたわけですが、これでどうなんですか。何かあるんですか。

○岩間正男君 それではやるんですか、木村大臣、どうです。これはあなたのが今までの責任から言つても、私はやっぱりこういう問題を具体的に提案されていて、しかも何もこれをやることに支障がないことだと思います。防衛庁長官來

る場合には、防衛庁と協議をしなければならないわ

けでございます。防衛庁とあらいろ協議をいた

しますと、そして具山的な対策を講じてまいりた

いと存つております。

○岩間正男君 それではやるんですか、木村大臣、どうです。これはあなたのが今までの責任から言つても、私はやっぱりこういう問題を具体的に提

案されていて、しかも何もこれをやることに支障

がないことだと思います。防衛庁長官來

る場合には、防衛庁と協議をしなければならないわ

けでございます。防衛庁と協議をいたしておる

うふうに申し上げたわけですが、これでどうなんですか。何かあるんですか。

○岩間正男君 それではやるんですか、木村大臣、どうです。これはあなたのが今までの責任から言つても、私はやっぱりこういう問題を具体的に提

案されていて、しかも何もこれをやることに支障

がないことだと思います。防衛庁長官來

る場合には、防衛庁と協議をしなければならないわ

けでございます。防衛庁長官來る場合には、防衛庁と協議をしなければならないわ

けでございます。防衛庁長官來る場合には、防衛

庁と協議を

しなれば

ないわ

けでござ

ります。

防衛

庁と協議を

しなれば

ないわ

のは全部もうこれで覆われているじゃありませんか、訓練空域。この訓練空域は一たん事あれば戦場になるところですよ、これは。そうしてこれは単に自衛隊だけの訓練空域じゃないですよ、この背後には米軍がいるんですよ。米軍が共同使用しておるところ、これは明らかにしてもらいたい。これはついでに要求しておきます。

E、Fのこの訓練空域の問題について、そうして成田の国際空港と競合する、非常に危険だという問題を予算委員会で取り上げました。このとき十数カ所の米軍の新たなる海上訓練空域が要求されておるということが明らかになつた、それはどうなつたのか。そうして自衛隊は、このとき米軍との恐らく私は共謀ぢやないかと思うのであります

が、もう取れるところは全部取っちゃったのだ。  
北海道を見てください。(航空図を示す)北海道にこんな広大な空域が一体何なんですか、こんな膨大な空域、これ一体何なんですか、面積にして。だから、この空域を私は海に移すのが原則だ。しかし、それができないなら、とりあえずこの空域はまず二十海里か三十海里後退さしたらどうです。これ短くて回廊が少し長くなるぐらいで何も問題ないじゃないですか。そうすれば、いまの白の5の問題も釧路の空港の問題も解決するんだ。そうしていまの競合問題というのはなくなってくるんだ。そうして北海道の空を覆っている自衛隊の訓練の姿というものがほかの要求を入れて、とにかく自薦したことで、何も恥ずかしいことじゃないんだ、いいことなんだ。自衛隊も権威を高めるかも知れない、かえって、国民の理解を深めるかもしれない。何で一体こんな広大な訓練空域が要るんです。

○説明員(友藤 隆君) 自衛隊の訓練空域についてでございますが、御承知のとおり自衛隊ではじつは基地を任務部隊として八ヵ所、その他を入しましても十二ヵ所程度持つておるわけでございまして、これらについてやはり所在の部隊が日常練度を維持し、あるいは養成を行なうというために

は、ジェット機によります高速の訓練を継続的に実施いたしておく必要があるわけでございます。

のですか、困らないんじゃないですか。

か、涙ぐましいです、実際は。運輸省はまるで自分が空の主権を握っているようなことを言つていいけれども、実際はそうはないじゃないですか。

私はそういう点から言うなら、当然、少なくとも私がいま提案したぐらいの問題についてあすすぐぐにでも交渉を開始するのがあたりまえだと思う

意をお聞きしたいと思いますね。これぐらいやりたってあなたが上がるだけじゃないですか、何かあるんですか、支障はないでしようが。国民はやはりさすがは木村さんだと言うでしよう。電石事故いうのはのど元過ぎれば熱さを忘れるじやかななまらないと思うんです。この改修とへうやつまやつぱんなよ

り生かされなくちゃならない。いま問題になつてゐる、先ほどから挙げたような、ことに北海道の空でこれを再現させちゃならぬというのがわれわれの決意でなければならぬと思う。どうなんですか。

委員のお気持ちでございますが、航空行政の責任者としては岩間委員以上に私もそれを強く感じておる一人でございます。

そこで、先ほど来事務当局もいろいろ御説明申しあげておりますように、現状で、いま岩間委員がおっしゃるような措置をどうしても譲りなければならないかどうかということに対する認識は、運輸省の認識と岩間委員の認識と違うということは遺憾ながら事実でございます。われわれとしてま

常に事故が起きてはどうにもならぬということを念頭に置きながら、具体的に航空の交通の込みみやあい等を考えながら、いまの自衛隊の訓練空域などの問題についても自衛隊と折衝するにはやぶさかでございません。ただ、先ほど申し上げましたとおりに、いまのこの釧路を中心にしてました状況下におきましては大丈夫であるという認識の上に立てるおることでござりますので、しかし右問題

○岩間正男君 とにかく仮に、仮ですけれども、委員の非常にお強い御警告に似た御鞭撻がありまして事故が起きた、惨事が起きた、なぜあのときやらなかつたんだと言わせるか、それともさすがはこれは木村さんだ、こう言わせるか、この分かれ目です、あなたには。

これやって何かぐあい悪いことがあるんですね。防衛庁に問題があるならわれわれは防衛庁に直談判します、防衛庁のところに問題があるじゃないか、だからきょうあなたのところへ来た、これは了承しなくちゃならないですよと、だれが考えたって。この原則というものは人民欺瞞のもの、国民欺瞞のものじゃなかつたでしよう。のど元過ぎれば熱さを忘れる、これを出しておいてこれで何とかごまかせばいいのだ。あれだけ国民が本当にこの問題で怒つた。いまさらながら感じて、あの置かれてる空、この空のもとで国民の主権といふものがはどうなつているか、権利はどうなつていいか、生命の安全というものはどう守られていくかということをいまさらながら感じて、あのとうなような世論が巻き起つた。これにこたえるに一片の紙じやないだろうと思う。この原則が生きてるならやつぱり貫かなければならぬ。

そしていまのような事情変更の条件というものがますますもうかぶさつてきてる。そういう態勢の中でのおかついまのような御答弁じやあ私はどうもちょっとこれは寒々とするねえ。勇敢に悪いことはないですから、はつきり言うべきであって、だれか後ろで引っ張つているんです。されば、確かにそのとおりだ。だれが言おうが正しいことは正しいことだし、これをやつて何もにまずいと思うので、私は憎まれ口をあえてきているわけですけれども、これはやっぱり実行してほしいと思うのですね。

防衛庁と交渉するということを言われましたが、その点確認してようございますね。後の方は今後善処していきたいと思います。

要らないんです、しかし現状というものははとこれまで言う。これ要らないんじゃないですか、これは蛇足というものです。この蛇足はおやめになって、はっきり前向きで私はこの問題を検討して何も悪いことはないと思う。いかがでしょうか、もう一度改めてお伺いしたい。

○國務大臣(木村陸男君) 先ほど申し上げましたように、現状に対する認識が岩間委員と運輸省と違ひがあるということでございます。ただ、常に航空交通の安全を図らなければならぬと、しかも事故が起きたのでは遅いのだというの厳しい考え方方は岩間委員にも私負けないつもりでおるわけでございますが、現状においてはまだ現状のままで航空の安全は図られておるという認識に立つております。

したがって、今後、交通事情の変化によりまして、この訓練空域の問題について自衛隊の善処を求めなければならない時点がまいりましたときは、遠慮なしに自衛隊と交渉いたしますとこを申し上げておるわけでございます。

○岩間正男君 今後ついていつなんです。いまやつて何か悪いのですか、悪い理由をおっしゃってください。

○政府委員(中村大造君) 私どもは、自衛隊に対しても、運輸行政の見地から必要があると認めたときは従来においても協議をしておるわけでございまして、現に日本海上にあるC訓練空域というところで奥尻と函館間に新しい航空路を開設いたしましたときに、現にあるC訓練空域の中でも奥尻と函館間にについて現在の訓練空域の一部をいわゆる抹消いたしましてこれを航空路にする、こういうことをしたわけでございます。

したがって、私どももいたしましては、民間航空の安全を確保するために必要があると判断した場合には、いつでも防衛庁に対し協議をする、こういうことでございます。必要があるかどうかということを目下検討しておるということでござります。

わけですから、いずれ入ってそれはどうなるかわからないけれども、そういう条件の中でいいきりかけなんです、これはやるべきですよ。前提条件としてやる、やってごらんなさい、いま検討しているんでしょう、検討していることを交渉したってこれはいいわけだ。私はこのことをあくまであります。  
提案し、あくまでもやっぱりこの遂行を見守っています。  
最後にお聞きしますけれども、これは施設庁ですね、米軍の一體訓練空域はどうなっているか、要求した結果はどうなっているか。それから現在どことどこを使っているか、米軍との競合のなのは幾つあるか。それから立体的に分離をしておるかもしらぬし、あるいは接続しているところもあるははあるわけだ、これは大変予算委員会で問題になった問題ですから、これを次の委員会までに提出をしていただきたい。  
外務省にお聞きをします。外務省には、先ほど  
の答弁の中で、五月八日に航空交通管制に関する  
合意第三附屬書、これは昭和三十四年の六月四日のものであります。これが改定されたと聞いてお  
りますが、この改定の大要はどういうものか、こ  
れを明らかにしてほしい。  
この大要の中ではっきりお聞きしたいのは、航  
空交通管制承認の最優先権を与えるというのが(d)  
項にございます。これがどうなっておるか、これ  
がこの協定が改定されたかどうかということのボ  
イントですからね、この点お聞きしたい。  
○説明員(深田茂君) 先生御質問の航空交通管制  
の合意の改定交渉は昭和四十七年以来続けられま  
して、今月の八日を開かれました合同委員会で合  
意を見ておる次第でございます。  
私どもこの内容につきまして要旨を取りまとめ  
て御参考に供したいという気持ちを持っておりま  
すけれども、この点につきましてアメリカ側と最  
終的な打ち合わせが済んでおりません関係上、内  
容の詳細にわたっての御説明は本日は御容赦いた  
だきたいと思います。  
ただ、ただいま先生が特に御質問になられまし

（アーティスト）：吉澤洋一（吉澤洋一の音楽活動）

（））

成、成る事は無い。先づ述べておきたいのは、この御二をすずめの開閉操作である。

通等の細かい合意を交わす。これが機械化の新時代である。

明治時代の「」の意を最も正確に表現するには、米田と山田の二種類がある。この二種類は、必ずしも「」の本義であるとは限らない。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

お願いしたいと思います。

それでは、私のきょうの質問は終わります。

○委員長(宮崎正義君) 深田参事官、岩間委員からのお要請の覚書といふか合意書といいますか、いつごろ提出できますか。

○説明員(深田宏君) 御趣旨に沿いまして、要旨をできるだけ早く御提出申し上げたいと存じます。具体的に何日ということは正確にお約束しかねますけれども、まあ私どもの心づもりといたしまして、できれば来週中くらいにでも提出させていただきます。

○委員長(宮崎正義君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にとどめます。

○委員長(宮崎正義君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

航空法の一部を改正する法律案の審議のため、参考人の出席を求め、その意見を聽取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

五月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、安全輸送確立に関する請願(第四三三三二号)

(第四三三三三号)(第四三三四四号)(第四三三五五号)

(第四三三三六号)(第四三三七号)(第四三三八号)

(第四三三九号)(第四三四〇号)(第四三三一一号)

(第四三四二号)(第四三四三号)(第四三四四号)

(第四三四五号)(第四三四六号)

理由

(第四三四七号)(第四三四八号)(第四三四九号)

(第四三四五〇号)(第四三五一号)(第四三五二号)

(第四三五三号)(第四三五四号)(第四三五五号)

(第四三五六号)(第四三五七号)(第四三五八号)

(第四三五九号)(第四三六〇号)(第四三六一号)

(第四三六二号)(第四三六三号)(第四三六四号)

(第四三六五号)(第四三六六号)(第四三六七号)

(第四三六八号)(第四三六九号)(第四三七〇号)

(第四三七一号)(第四三七二号)(第四三七三号)

(第四三七四号)(第四三七五号)(第四三七六号)

(第四三七七号)(第四三七八号)(第四三八〇号)

(第四三八一号)(第四三八二号)(第四三八三号)

(第四三八四号)(第四三八五号)(第四三八六号)

(第四三八七号)(第四三八八号)(第四三八九号)

(第四三九〇号)(第四三九一号)(第四三九二号)

(第四三九三号)(第四三九四号)(第四三九五号)

(第四三九六号)(第四三九七号)(第四三九八号)

(第四三九九号)(第四三一〇号)(第四三一一号)

(第四三一三号)(第四三一四号)(第四三一五号)

(第四三一六号)(第四三一七号)(第四三一八号)

(第四三一九号)(第四三二〇号)(第四三二一号)

(第四三二二号)(第四三二三号)(第四三二四号)

(第四三二五号)(第四三二六号)(第四三二七号)

(第四三二八号)(第四三二九号)(第四三三〇号)

(第四三三一号)(第四三三二号)(第四三三三号)

(第四三三四号)(第四三三五号)(第四三三六号)

(第四三三七号)(第四三三八号)(第四三三九号)

(第四三三一〇号)(第四三三一一号)(第四三三一二号)

(第四三三一三号)(第四三三一四号)(第四三三一五号)

(第四三三一六号)(第四三三一七号)(第四三三一八号)

(第四三三一九号)(第四三三二〇号)(第四三三二一号)

(第四三三二二号)(第四三三二三号)(第四三三二四号)

(第四三三二五号)(第四三三二六号)(第四三三二七号)

(第四三三二八号)(第四三三二九号)(第四三三二一〇号)

(第四三三二一一号)(第四三三二二号)(第四三三二三号)

(第四三三二四号)(第四三三二五号)(第四三三二六号)

都市人口の増加による交通需要の激化は、各所に問題を起している。タクシーの持つ、機動性・迅速性・隨時性は、大衆交通機関として、国民の日常生活に密着し、経済活動の要求に合致してお

り、ますますその必要性が高まっているにもかかわらず、従事する労働者の労働条件・職場環境は悪化し、このまま推移すれば良質のサービスを提供することが不可能な状態に陥ることは必至である。

この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

安全輸送確立に関する請願

紹介議員 宋納 勝君

ノ二三 進藤光義外十二名

紹介議員 上田 哲君

昭和五十年五月八日受理

安全輸送確立に関する請願

請願者 埼玉県新座市野火止二、一八九

小池正一外十二名

紹介議員 青木 新次君

昭和五十年五月八日受理

安全輸送確立に関する請願

請願者 埼玉県入間郡三芳町藤久保一〇六

木内庄亮外十二名

紹介議員 赤桐 操君

昭和五十年五月八日受理

安全輸送確立に関する請願

請願者 千葉県柏市根戸四六七 山崎正夫

外十二名

紹介議員 小野 明君

昭和五十年五月八日受理

安全輸送確立に関する請願

請願者 東京都豊島区東池袋二ノ四八ノ二

高橋五十晴外十二名

紹介議員 大塚 番君

昭和五十年五月八日受理

安全輸送確立に関する請願

請願者 東京都葛飾区奥戸二ノ九ノ九 伊藤孝寿外十二名

紹介議員 加瀬 完君

昭和五十年五月八日受理

安全輸送確立に関する請願

請願者 東京都港区元麻布二ノ一一ノ四 坂井三郎外十二名

紹介議員 柏谷 照美君

昭和五十年五月八日受理



第四三六五号 昭和五十年五月八日受理  
安全輸送確立に関する請願

請願者 東京都大田区南馬込三ノ二六ノ四  
大倉政一外九名

紹介議員 鶴園 哲夫君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

第四三六六号 昭和五十年五月八日受理  
安全輸送確立に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市糸田二ノ七ノ一  
四 篠崎幸生外十名

紹介議員 寺田 熊雄君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

第四三六七号 昭和五十年五月八日受理  
安全輸送確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ一三ノ  
四 川名清治郎外十一名

紹介議員 中村 英勇君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

第四三六八号 昭和五十年五月八日受理  
安全輸送確立に関する請願

請願者 東京都町田市本町田九七 青砥秀  
夫外十名

紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

第四三六九号 昭和五十年五月八日受理  
安全輸送確立に関する請願

請願者 東京都練馬区北町一ノ一五ノ三  
紀本士郎外十名

紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

第四三七〇号 昭和五十年五月八日受理  
安全輸送確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区梅ヶ丘一、〇一四  
ノ一三 神田武久外十名

紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

第四三七一号 昭和五十年五月八日受理  
安全輸送確立に関する請願

請願者 東京都文京区根津二ノ三三ノ一三  
香取恒雄外十名

紹介議員 中村 波男君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 東京都練馬区北町八ノ八ノ七 西  
敏雄外十名

紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ一三ノ  
四 川名清治郎外十一名

紹介議員 中村 英勇君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 東京都町田市本町田三、四八六  
木藤節雄外十名

紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 東京都町田市本町田三、四八六  
岡田藤吉外十名

紹介議員 野口 忠夫君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 東京都渋谷区代々木四四一ノ七  
岡田藤吉外十名

この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 東京都練馬区北町八ノ八ノ七 西  
敏雄外十名

紹介議員 宮之原貞光君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 茨城県取手市上新町四四八 飯岡  
四郎外十名

紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 栃木県小山市大字間々田五二四  
中川弘外十名

紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 埼玉県入間市下藤沢八八一 飯田  
裕男外十名

紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 埼玉県入間市下藤沢八八一 飯田  
裕男外十名

紹介議員 原信外十名  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 千葉県松戸市栄町三ノ一五七  
一 川野由夫外十名

紹介議員 森 勝治君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。

請願者 松本 英一君  
この請願の趣旨は、第四三三二号と同じである。



昭和五十年六月十二日印刷

昭和五十年六月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

G